

平成21年第4回嵐山町議会定例会

議事日程（第3号）

12月3日（木）午前1

0時開議

日程第 1 一般質問

第10番議員 清水正之 議員

第3番議員 金丸友章 議員

第9番議員 川口浩史 議員

第7番議員 河井勝久 議員

第12番議員 松本美子 議員

日程第 2 議員派遣の件について

追加

日程第 3 議案第94号 動産の取得について（防災倉庫及び防災資機材）

日程第 4 議員提出議案第7号 独立行政法人国立女性教育会館の大幅な予算削減の

見直しを求める意見書（案）

日程第 5 議員提出議案第 8 号 子宮頸がん撲滅のための施策を求める意見書（案）

の提出について

日程第 6 議員提出議案第 9 号 地方交付税の「抜本的見直し」の内容を求める意見

書（案）

日程第 7 閉会中の継続調査の申し出について

出席議員（13名）

1 番 畠 山 美 幸 議員	2 番 青 柳 賢 治 議員
3 番 金 丸 友 章 議員	4 番 長 島 邦 夫 議員
5 番 吉 場 道 雄 議員	6 番 柳 勝 次 議員
7 番 河 井 勝 久 議員	9 番 川 口 浩 史 議員
10 番 清 水 正 之 議員	11 番 安 藤 欣 男 議員
12 番 松 本 美 子 議員	13 番 渋谷 登美子 議員
14 番 藤 野 幹 男 議員	

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局 長	杉 田 豊
書 記	菅 原 広 子
書 記	石 橋 正 仁

○説明のための出席者

岩 澤 勝 町 長	
高 橋 兼 次 副 町 長	
安 藤 實 総 務 課 長	
井 上 裕 美 政策経営課長	
中 西 敏 雄 税 務 課 長	
中 嶋 秀 雄 町 民 課 長	
岩 澤 浩 子 健康福祉課長	
田 島 雄 一 環 境 課 長	
水 島 晴 夫 産 業 振 興 課 長	
木 村 一 夫 企 業 支 援 課 長	

田	邊	淑	宏	都市整備課長
小	澤		博	上下水道課長
田	幡	幸	信	会計管理者兼会計課長
加	藤	信	幸	教 育 長
小	林	一	好	教育委員会こども課長
大	塚		晃	教育委員会生涯学習課長
水	島	晴	夫	農業委員会事務局長
				産業振興課長兼務

◎開議の宣告

○藤野幹男議長 皆さん、おはようございます。ただいま出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、平成21年嵐山町議会第4回定例会第4日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎諸般の報告

○藤野幹男議長 本日の議事日程はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、追加議案の報告をいたします。議案第94号 動産の取得について

て(防災倉庫及び防災資機材)の件、議員提出議案第7号 独立行政法人
国立女性教育会館の大幅な予算削減の見直しを求める意見書(案)の提出
についての件、議員提出議案第8号子宮頸がん撲滅のための施策を求め
る意見書(案)の提出についての件及び議員提出議案第9号 地方交付税
の「抜本の見直し」の内容を求める意見書(案)の提出についての件、以上
4件です。議員提出議案についてはお手元に配付しておきましたので、ご了承
承願います。

最後に、所管委員会から閉会中の継続調査の申し出が提出されました。
お手元に配付しておきましたので、ご了承承願います。

以上で報告を終わります。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

◎一般質問

○藤野幹男議長 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許可します。

◇ 清 水 正 之 議 員

○藤野幹男議長 本日の最初の一般質問は、第10番議員、清水正之議員。

[10番 清水正之議員一般質問席登壇]

○10番(清水正之議員) 日本共産党の清水正之です。一般質問を行いま

す。

まず、私は3項目について質問をいたします。とりわけ今緊急の課題であろうと思う3項目についてです。

1つは、インフルエンザ対策についてお伺いをいたします。私、実は先月病院に行きまして、ちょうどそのときに外来で緊急だったと思うのですが、季節性のインフルエンザのを受けに来た人がいました。実はワクチンがなくて、全くなかったわけではないのですが、外来の人に対してのワクチンがないということで、窓口でお断りするという態度に遭遇をいたしました。

なぜそういうふうになっているかということをお医者さんのほうにお聞きをしたのですが、実は季節性それから新型インフルエンザを含めて、全国で4カ所しかつくっていないということだそうです。とりわけ季節性インフルエンザについては、全体で8割しか製造をしていないと、前年比ですね。そういう面では、インフルエンザワクチンそのものが、季節性もそれから新型インフルエンザも、ワクチンそのものが足りないというのが今現状ではないかなというふうに思います。

先月も志賀小のほうでは、学童保育が閉鎖になったり、1年生が学級閉鎖になったということで、ちょうど校長先生ともお話しする機会があったのですが、先月の24、25あたりだったですか、5年生が宿泊学習に行くということで、大変心配をしていました。そういう点では、町では肺炎球菌の人については補助金を出していただくということで、町長の負担をしていただいたわ

けですけれども、七郷小学校でも学校閉鎖の寸前になるような状況が生まれているということもお聞きをいたしました。そういう面では今、町の現状そのものが学校を含めてどういう状況になっているのか、まず最初にお聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、今お話ししたように、新型インフルエンザや季節性インフルエンザの各病院や診療所についてのワクチンの在庫状況だとか住民への情報提供だとかというものを町はどのようにされるのか。そういう面では今、全国的にも死亡に至るというような状況にもなっています。

ワクチンそのものは、1本あけてしまうと、それがたとえ在庫になっても、保管期間というのが決まっていて、それを破棄しなければならないという状況だそうです。そういう面では、最近ではワクチンの量そのものを減らすという方向も国のほうでは出しているということですが、そういう点では、1本使い終わってしまうと、予約をとるのにその本数が終了できるような人数が集まらないとすぐにはできないという状況もあるそうです。そういう面では、住民に対してそういった情報提供をしていくのは町の責任ではないかなという感じを持っています。その情報提供についての周知についてどのようにされるのか、まずお聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、3点目ですけれども、若年層の町の助成の考え方ですが、実はこの議会、滑川町では中学3年生まで1回目 1,000 円、2回目 1,000 円ということで、新型インフルエンザの補助金を出していくというふう

に決まったそうです。とりわけ滑川町長の考え方は、当面3年生までという、中学3年生が受験を控えているということがあって、3年生という考え方もあったそうなのですが、それよりも子供たちのためにということで、中学3年生まで1回目1,000円、2回目1,000円という助成を出すということで、この議会の中で決まったそうです。ときがわ町も、小川町も、そういう点では助成を出した。今後の補正予算の中では、あくまでも低所得者ということで、これは国の補助範囲というふうに考えていますけれども、町単独でほかの町村はそういう状況で実施をしていく状況があるわけですから、そういう面では、嵐山町としてはどういうふうな対応をするのか、お聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、インフルエンザにかかる今度は条件、もう一つは条件整備です。嵐山町は短期保険証あるいは資格証明書を発行しているわけですが、私も、ちょっと私のほうの資料が間違っていたら申しわけないのですが、私の資料では、短期保険証が160件、それから資格証明書が14件というふうになっています。そういう面では、まず資格証明書については厚生省の通達もあったと思いますけれども、資格証明書については、もうこの時期ですから、無条件に保険証を発行する。短期保険証についても、切れている人がいるかと思うのです。3カ月あるいは6カ月の短期保険証、切れている人がいるかと思いますが、その辺の把握もして、やはりこの時期に保険証を発行して、住民の人たちが安心してかかれる、病院に行けるという状況を町は

つくるべきではないかなというふうに思います。

後期高齢者の場合については、私の資料では、嵐山町は短期保険証を発行していないというふうになっています。全県的には11件発行しているということですが、短期保険証の発行は嵐山町はその中には入っていないというふうに思っています。

同時に、後期高齢者の保険料が来年改定になりますが、埼玉県は引き上げをやらないというふうになりましたという話も聞いています。そういう面では、住民の人たちが安心して医者にかかれるという条件整備の上では、少なくとも保険証を、短期保険証の切れている人、あるいは資格証明書の人については、保険証をやっぱり発行すべきだというふうに思うのですが、その辺の考え方についてお聞きをいたしたいというふうに思います。

それから、2点目の来年度の予算編成の問題ですけれども、新政権が発足をいたしました。私たちは新政権に臨む上で、新政権に対してはよいものには賛成をする、悪いものにはきっぱり反対をしていくと、同時に建設的提案もやっていこうというのが私たちの臨む姿勢です。

そういう面では、この事業仕分けそのものが、私たちは3つの問題を抱えたというふうに思っています。その第1は、本当に削られるべき無駄遣いが温存をされていること。そして、削ってはならない暮らしに係る大事なものが乱暴な形で切り捨てようとしている。もう一つは、仕分け人の中に小泉構造改革を推進してきた人が含まれている。とりわけこの2番目である、削っ

てはならない暮らしに係る重大なものが乱暴に削られたというふうに私たちは思っています。そういう面では、この嵐山町の中で、447 事業の仕分けの中で業種別また事業費別補助金等に係る影響が嵐山町でどのくらい出ているのか。また、総額として把握ができる範囲でどのくらいになっているのか、お聞きをしておきたいというふうに思います。

同時に、政府はデフレ宣言をいたしました。デフレ宣言をしましたがけれども、どう地域を活性化するかというのが今求められているのかなというふうに思います。そういう面では、住宅リフォームについては時限立法ということで切りました。この制度が発足するときには、事業費の5%を町が持ちましようということで、事業費効果が大変上がるということで発足をしたわけですがけれども、時限立法ということで、制度そのものをなくしてしまいました。

その反面、町長の施策の中で、私たちの提案で住宅の耐震の補助を出していただくということにもなりました。来年度には、そういう点では各自治会の中に防災組織をつくっていこうと、また防災倉庫も設置をしていこうという方向が組まれています。私は以前に、耐震の診断をするのに住宅密集地を含めて、そののちから始めていくのがいいのではないかという提案をしましたがけれども、それがやられていないし、実際にこの耐震の申請というのがなかなか出てきていないのかなというふうにも感じています。

そういう面では、そうした機会を通じて、やはり耐震と同時に住宅リフォームを復活をさせていくというの、一つの徹底をしていく方法ではないかなと

いうふうに思うのです。そういう面では、経済効果が上がる住宅リフォームそのものをもう一度復活する考えがないのかどうか、お聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、3点目ですけれども、先日の新聞で、玉川工業高校が廃校になるという新聞報道がされました。実は玉川工業高校については、県の方針については、平成24年度末に閉校ということで、平成22年度から生徒募集をやらないという方向です。この背景は何かということですが、県がつくった21世紀いきいきハイスクール推進計画というのが、1999年から2013年度まで15年間ということで設定がされています。今回はその後期計画ということで、この後期計画について、139校から133から135校に減らしていこうと、全日制で。それから、定時制については22校から17校に減らすという方向を、この後期計画の中で打ち出しました。

それを検討するいきいきハイスクールの懇話会の中では、今度の玉高も含めて、廃校にするという議論というのはされていなかったということだそうです。だとすると、この玉高問題、いきなりこの後期計画の中で出てきた問題だというふうに思っています。既にときがわ町の議会では反対の意見書を県に対して上げたそうです。嵐山町でも卒業生もいますし、それから現に今進学を控えて玉高に行こうという生徒もいるのだと思います。そういう面では、最近の進学状況も含めて、玉高の廃校についての考え方をお聞きをしておきたいというふうに思います。

以上3点です。

○藤野幹男議長 それでは、順次答弁を求めます。

まず、岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 それでは、ナンバー1のインフルエンザ対策についての①と②についてお答えをさせていただきます。

まず、町の現状ということでございますけれども、新型インフルエンザへの町内の罹患者の人数につきましては、以前から届けの必要がなくなっておりますので、把握ができておりませんけれども、埼玉県が毎週発表しております保健所ごとの定点医療機関当たりのインフルエンザ報告数を見ますと、東松山保健所管内では、8月31日から9月6日までの1週間で1.14人という状況でございました。その後徐々に増え続けていきまして、10月5日から11日までの1週間では9.63人と、あとわずかで流行発生注意報の基準値となっております10人に届こうかというようなところまでふえてまいりました。

その後しばらく落ちついておりましたけれども、10月の26日から11月1日までの1週間では19.5人と一気に跳ね上がりまして、その後29.5人まで増え続けまして、流行発生警報の基準値であります30人にいつてしまうのではないかというふうに心配しておりました。

ところが、ここ2週間は25人前後という状況でございまして、県の平均は既に30人を超えた状況が続いておりますので、他の保健所管内と比べて

みますと、これでも比較的少ないほうというふうな状況でございます。

また、年齢別の確定患者数を見ても、20歳未満の方が圧倒的に多くて、全体の約8割を占めている状況が依然として続いております。

そのほか、町内の高齢者施設、障害者施設の発生状況でございますけれども、障害者施設の入所の方が数人と、職員がこちらも数人というふうなことでございましたけれども、感染した程度ということで、特に目立った集団感染は起こっていないということでございます。したがって、デイサービス、ショートステイ等につきましても、通常どおり行われているという状況でございます。

次に、②のワクチンの在庫状況と町民への情報提供ということでございますけれども、新型インフルエンザワクチンにつきましては、これまで4回の出荷がございまして、当初の出荷量は少なかったこともありまして、予約をしても接種ができない状況が続いておりました。その後、出荷量も徐々にではありますけれども、伸びてきておりますので、今週あたりから予約をされている方への接種が可能になるのではないかというふうに思っております。しかしながら、在庫を持って予約を受け付ける余裕はまだ難しいのではないかというふうに思っております。

季節性インフルエンザワクチンにつきましても、11月の中旬ぐらいまではワクチン不足が心配されておりましたけれども、11月の30日の時点での調査では、町内の9カ所の医療機関のうち、3カ所ではもう既に受け付けを

終了しておりますけれども、あとの6カ所の医療機関では12月7日までの在庫はあるというふうに伺っております。

最後に、町民への情報提供ということでございますけれども、新型インフルエンザの予防接種につきましては、12月に町の広報の配布にあわせてワクチンの供給量の部分にも若干触れてのチラシを每户配布をさせていただきました。また、ホームページでもお知らせをさせていただいているところでございます。

以上です。

○藤野幹男議長 次に、小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 それでは、私のほうから①の学校関係等につきましてお答えをさせていただきます。

まず最初に、これは昨日、12月2日現在での欠席者数を各学校等で申し上げます。幼稚園が1人、小学校で8人、中学校はございません。それから、保育園が1人ということで、合計で今10人ということでございます。

続きまして、これまでの累計の罹患の関係を申し上げたいというふうに思っております。まず最初に申し上げますのは、これは11月の26日現在ということでまとめましたので、お願いしたいというふうに思っております。まず、小学校が、在籍数967名、うち感染者数247名、パーセンテージにいたしまして25.5%。中学校が、在籍数485名、うち感染者数91名、率にいたしまして18.7%という状況でございます。続きまして、嵐山幼稚園でござい

ます。在籍数 91 名、うち感染者数 11 名、率として 12.0%という状況でございます。続きまして、保育園の関係でございます。保育園については4園あるわけでございますけれども、保育所の計で在籍数が 255 名、うち感染者数が 31 名、率といたしまして 12.2%という状況でございます。

続きまして、学級閉鎖等の状況につきましてお答えをさせていただきます。これまでに学年閉鎖、こちらが菅小1、菅中1ということで、2学年の学年閉鎖がございました。続きまして学級閉鎖、これには七小の、七小は全部単学年ですので、こちらも全部入っております。19 学級で学級閉鎖ということでございます。あと幼稚園の1も含めて19という学級閉鎖の状況でございました。休校はございませんでした。

以上でございます。

○藤野幹男議長 次に、井上政策経営課長。

○井上裕美政策経営課長 それでは、ナンバー2の①につきましてお答えをいたします。

行政刷新会議のワーキンググループによりまして、9日間にわたり実施をされました447事業の仕分け作業で、94事業が見送りあるいは廃止等をされ、1兆6,207億円の成果を上げたというふうに言われております。本日参考資料として配付させていただきましたので、この一覧表に基づきまして、来年度の町の関係いたします事業につきましてお答えをいたします。また、まちづくり交付金以外の削減額につきましては、21年度ベースの金額でござ

ございますので、ご了承いただきたいと思います。

初めに、地方交付税交付金でございますが、抜本的な見直しを行うとしておりまして、影響額につきましては不明でございます。しかしながら、総務省は概算要求で本年度比プラス1兆円を提出しているところでございます。

次に、まちづくり交付金につきましては、廃止された場合、国庫補助金約1億8,000万円及び起債分約5億円が削減されることとなります。

次のページの下水道事業でございますが、建設事業費の国庫補助金が廃止された場合、6,300万円の削減でございます。

下のほうに行きまして、シルバー人材センターの援助事業につきましては、3分の1の縮減が実施されますと、316万6,000円の削減でございます。

延長保育事業及び保育所運営費負担金につきましては、見直しを行うとしておりますが、影響額につきましては不明でございます。

次のページの介護予防事業、これにつきましては、縮減が実施されますと、特別会計で134万4,000円ほど削減の見込みでございます。

次のページをお願いします。公立学校施設整備事業、放課後子ども教室、義務教育費国庫負担金につきましては、影響額が不明でございます。

6ページでございますが、農地・水・環境保全向上対策につきましては、縮減が実施されますと、総額10万6,000円の削減でございます。総額につきましてはのご質問もございましたが、不明なものが多くて、現時点で算出

することができませんので、お許しをいただきたいというふうに思います。

これらの中で最も影響がありますのは、昨日来お話を申し上げてございますように、まちづくり交付金事業でございまして、国といたしましても、何の財源の手当てもなく削減あるいは事業の廃止といった乱暴な決定はないものというふうに考えております。国として良識ある判断のもと事業の継続実施を期待しているものでございます。

以上です。

○藤野幹男議長 次に、加藤教育長。

○加藤信幸教育長 それでは私のほうから、3番目の高校統廃合についてお答え申し上げます。

まず、1番目の最近の進学状況ですが、議員さんご案内のとおりだと思いますけれども、埼玉県の高등학교への進学状況、進学率が非常に高くなってきております。ちなみに、県というスタンスで申し上げますと、平成18年度には97.9%の進学率、19年度が98.0%、そして20年度の卒業生、いわゆる今年の3月です、98.2%。これはもう埼玉県で過去最高の進学率であります。ちなみに全日制は、20年度は93.5%。

玉川工業高校との関連もありますので、嵐山の中学生の進学状況についてもちょっと触れたいと思いますけれども、18年度、卒業者が173、進学率は99%です。19年度は、卒業者が169で、進学率が98%。20年度は、卒業者が166で、100%。こういう状況であります。

玉川工業には何人ぐらい行っているのかと。後の答弁と関係しますので、平成18年度には9名入学、平成19年度には8名入学、平成20年度は10名です。しかし、入学した者が今在籍しているかどうかは不明でありませぬ。

高校統廃合について、2番目、考え方はということですが、議員さん先ほど経過についてご説明ありましたが、重複すると思ひますけれども、そもそも埼玉県立学校再編整備というのは、平成12年に21世紀いきいきハイスクール構想ということの中で、平成25年度までに前期と中期と後期と分けて再編整備をしましよと。前期、中期は終わりました、今回のはいよいよ最後の埼玉県後期再編整備計画が案ができた。現在県民の皆さんにコメントを募集しているところでございます。

玉川工業については、まず方針については、玉川工業高校を閉校し、同校の教育内容は県内の他の工業高校において継承すると。それから、時期については、平成24年度末に閉校しますよと。それから、生徒募集はしたがって平成22年度の入学者選抜まで募集。今年卒業する子で終わりますよと、こういうことあります。

この考え方といひますけれども、教育委員会の立場から申し上げますと、11月の5日に埼玉県の教育委員会定例会において、この後期再編が承認されました。今県民検討をやっていますが、これは県の教育長会とか県の中学校長会とかで既に県教育局から説明があつて、学校関係者は皆それ

を承知しております。コメントをまとめて、最終的な決定が間もなく出るのですけれども、大筋は変わらないだろうというふうに思っています。

この考え方ですけれども、玉川工業高校はもう本当に嵐山町の身近な高校であるということと、嵐山町からも、先ほど申し上げましたように、中学校の卒業生が行っていると、また先輩たちもいると、それから通学距離も近いということ等もありますし、玉川工業には電気科だとか、情報技術科だとか、建築技術科とか、機械科等ありまして、それに志す子供もいるであろうと。もちろん同じ内容のもので工業高校は川越工業だとか熊谷工業へ進学している子もいますけれども、とはいえやはり歴史もある学校ですし、非常に寂しいし、残念な気持ちもいたします。

しかしながら、決定後は教育委員会サイドとしては、もうこれは前期の募集が2月5日ですから、やはり決定後は教育委員会と高校と連携を図りながら、何よりも生徒、保護者の皆さんへ周知徹底を図って趣旨をご理解していただいて、進学の手続等、遺漏なく進めたい。教育委員会の立場としてはそこまでしか言えないところですがけれども、残念だなという気がしております。

以上です。

○藤野幹男議長 最後に、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 それでは、インフルエンザのご質問からお答えさせていただきます。

若年層への補助はどうかというご質問でございます。このインフルエンザ

に対する町の考え方というのは、ほかの町村、近隣の町村はどういうことであったかわかりませんが、嵐山町の立ち上がりというのは一番早かったのではないかと自分では思っています。そういう形で庁内にも指示をして動き出しました。夏の衆議院選挙、あのときの投票所への感染防止の消毒、そういうことだとか、それらに前後いたしまして、学校にも徹底するように係から、また教育委員会のほうにもお願いをして進めてまいりました。

そういう中で、今度の新型インフルエンザというのはどういうものなのだろう。いずれにしても、今までの風邪に比べて、インフルエンザですから、感染率、感染力というのですか、本当に2倍とか3倍とか言われていますが、1人感染者だと必ず周りにはうつってしまうのだというぐらいに、それぐらい感染力が強いということでありましたので、注意を促してきたわけですが、そういう中で、嵐山町の財政も考え、いろんなそういう感染をしたときにどういう症状になるか、どういうことが起きるかということも考慮をいたしまして、高齢者への対策というのがこれが今度の防止の一番肝心なところではなかろうかということで、庁内ではそういうふう結論づけました。それで、いち早く肺炎球菌への対応をするということを決めまして、高齢者への対応を嵐山町ではやっている。

それで、そのほかについては、当面様子を見て、国の施策あるいは県の指導、そういうものを仰ぎながら進めていきたいと思いますということでここまで来ているわけでありまして、生徒とか、この若年層というものについては、嵐山町

では当初助成は考えておりません。そして、現在でもやっておらないという状況でございます。それで、当面様子を見ていくという状況でいきたいというふうに現状では思っております。

それから、すべての世帯への保険証交付ということでございますが、保険証につきましては、議員さんから今までもいろいろお尋ねをいただいているわけですが、今回の場合におきましても、短期の保険証の交付世帯は160世帯ということでございまして、短期のその証明書につきましては手渡しで交付することが原則であり、まだとりに来られていない方もいますけれども、とりに来ていただければ交付ができるというような状況になっております。

このインフルエンザの保険証の考え方というのは、新型インフルエンザに係る資格証の取り扱いというのが本年の5月18日付で厚労省からの通知で、発熱外来で受診した場合に限り保険証と同様の扱いをし、3割の窓口負担で受診ができるとされておりましたが、発熱外来というのが国のあれで変わりました。7月8日で終了したため、現時点では一般の医療診療での受診となり、この通知が通用されなくなっております。

ただし、新型インフルエンザに感染したと疑われながら、経済的理由から医療機関で医療費を支払わないと申し出があった場合には、保険料を納付することができない特別な事情に当たると判断をし、緊急的な対応として短期保険者証を交付することは差し支えないということが事務連絡が9月に来

ておりまして、それらに対応して本町でも事務連絡に沿って、相談があった場合には適切な対応をとっていきたいというふうに考えております。

また、とりに来られない方でも期限切れの保険証を持ったままの方もいらっしゃると思いますが、期限が切れる前には必ず通知もし、保険証受け取りを現状はお願いをしている、こういう状況でございます。

それから、住宅リフォームの件ですけれども、住宅リフォームを、議員さんおっしゃるように期限立法ということで、現状やめているわけですけれども、ご承知のように新政権がいろんな新産業といいますか、それを興していくのだということで、住宅リフォームにかかわるような部分というものに助成をすることがいろいろ言われております。環境、省エネ、脱エネルギー、石油エネルギーのかわりの太陽熱に対する助成ですとか、広くは風力だとか、地熱だとか、いろんなものに助成をしていく、そして新しい産業を興していくのだというような、マニフェストにはあったわけですが、今後どうなるかわかりませんが、そういう状況できている中で、町でも太陽熱だとかいろんなことを考える中で、家を改築していくというものに対してどういう助成をやっていくのが効果的そして有効的、町民にとって一番いいのかというのも、今検討をしているところでありまして、それらを踏まえてやっていきたい。

それと、今までの住宅リフォームというのが、一番最初のときに考えていたのは、地元の業者さんが100%こういう形でお願いしていくのかなという感じもあったわけですが、町外の業者さんが入ってきて、そういうこと

にもいくとかということになると、特別このものがそういう形での100%というか、かなり有効的な形での効果というのが途中のところからどうなのだろう。なら違う形のほうが効果的なものが出るのではないだろうかというようなこともありまして、中止をしたわけです。

それで、そのものをどういう形にしたらいいのかというのは、現在も検討しているわけですが、そのところにこういうような周辺環境が変わってきているので、現状でも検討をして、これからの対応をしていきたいというふうに考えています。

以上です。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 再質問させていただきますが、1つは、若年層への助成の考え方という点では、現状のままということで、現状のままということとは低所得者世帯、非課税世帯についてはという補正の範囲内ですよね。

今、課長のほうから答弁ありましたように、一般的には、20歳未満の人が80%を占めているというふうな答弁もありました。同時に、先生とちょっと話し合った限りでは、要するに10歳以下の子供たちが非常に重病化になるのだと。同時に、糖尿病や基礎疾患のある人も含めて、子供たちに対しては、とりわけ10歳以下の子供たちが重病化になる危険性があるというふうなお話をいただきました。

それこそ、先ほど町長が言われたように、感染力が強いので多くの人に

かかりやすくなるということで、課長の答弁でも、警戒水域まで0.5%というところまで、今、嵐山町は来ている。そういう面では、やはり滑川町の町長さんではないですけれども、入試を控えていたりする今の時期に、そうした子供たち向けの施策もとる必要があるのかなというふうに思います。このことが、いわゆる国保財政に対してもどれだけ早く治療を済ませるかということが重要になってくるし、医療費も上がらなくて済むということで、国保財政にはね返ってくるのではないかというふうに思うのです。

そういう面では、近隣では、私の把握している範囲では、3町村がそういう施策をとっているわけですから、ちなみに肺炎球菌については鳩山、越生、毛呂山もやりましたし、滑川もやったのかな。いずれにしても、そういった形で確かに早くやったという面はあるのですが、それに伴って、そういった形で同じような施策も、鳩山、越生、毛呂山は70歳だそうです。嵐山は75歳ですけれども、そういう面での近隣の動きというものもあるわけですから、ぜひやはりこれ以上広げないという点でも、同時に子供さんたちが早く安心して医者にかかれるという点でも、新型については6,300円かかるのですから、全額補助というのはなかなか、きのうの町税の話ではないですけれども、非常に財政的には大変な部分もあろうかと思えますけれども、そういう面での施策もあってもいいのではないかというふうに思います。

それから、もう一つは保険証の問題ですけれども、先ほど町長は5月18日付の厚生省通知という話をされたかと思うのですけれども、実は9月の

22 日付で厚生省からの通知が都道府県には届いている。市町村にもその旨来ているのではないかなというふうに思うのですけれども、この通知では、保険証より資格証明書にされた人が医療機関を受診した場合に、速やかに短期保険証を交付するようというふうな通知が、9月の 25 日付の厚生省通達の中で来ているのではないかなというふうに思うのです。資格証明書そのものが医療機関の窓口で 10 割負担をしなければならないという面で、緊急措置として短期保険証を交付するようという通達が、25 日付の通達で来ているのではないかなというふうに思うのです。

だから、先ほど町長が言われたのは5月ですから、それ以降、同じ厚生省通達が来ているというふうに思うのですけれども、それからすると、やはり資格証明書の人については、短期保険証を交付しなさいということなのだと思うのです。短期保険証でも、3カ月、6カ月ということが短期保険証の内容ですから、今この時期ですから、少なくとも通常の保険証ではなくて、3カ月の短期保険証をすべての世帯に交付するというのが、今行政としては求められているのではないかなというふうに思うのです。短期保険証でもらっている人たちも、短期保険証が切れてしまっている人がいるわけです。要するに保険料との関係で、なかなか役場に来るのは足が重たいというふうになっていると思うのです。そういう人たちも含めて、やはり安心して医療機関にかかれる保険証があるというのが、住民の人たちはそれこそ自分の体を守る保険になるわけですから、ない人はなかなか行きづらいのです、医療

機関に。また、役場にも来づらいのです。

だとすれば、少なくともすべての世帯に3カ月の短期保険証、そうすれば年度内ぐらいまでには間に合うわけですから、3月ごろまで間に合うわけですから、そういう措置を行政として私はとるべきではないかなというふうに思います。もう一度考え方をお聞きをしておきたいというふうに思います。

それからもう一つは、では住民に対してはどうかということですが、季節性インフルエンザにしても、先ほど冒頭に話をしたとおりです。そういう点では、一つの方法として、先ほど言ったように、ワクチン1本使って、一人でも使ったら、もうそれは在庫期間がありますから、破棄せざるを得ないという状況、そういうことなのです。だとすると、その本数が集まるまで医療機関は待ってもらっているというのが現状だということです。

だとすれば、1つは、一医療機関ごとではなくて、それこそ比企医師会を通じてでも集団接種というものができないかどうか。そうすることによって、各医療機関が持っているワクチンそのもののロスそのものも減ってくるというふうに思うのです。そういう集団接種というものが、これ多分一自治体でどにかするということも大変難しいと思いますので、そういうものが、例えば医師会を通じてでもそういう方法がとれないのかどうか、また、そういう働きかけをしていく姿勢があるのかどうか、お聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、事業仕分けの問題ですが、私ざっと計算をしてみたの

ですけれども、課長のほうからいただいた資料ですと、数字が載っている範囲で2億5,000万円以上なのです。きのうの質疑の中でも、町税の減額が1億9,000万、約2億と。差し引きそうすると4億5,000万ぐらいが、事業仕分けを含めて来年度予算でなくなってしまうと。まして、それは今は数字が載っている範囲ですからね。数字の載っていない地方交付税がどうなるのだ、あるいは、今この資料の中で載っていない部分で、まだ幾つか残されている部分があるのかなというふうにも思うのですけれども、実は私も新聞に出ていましたので、どれが役場で該当するのだろうかというのも私なりにしてみたのですけれども、もう少しあるのではないかなというふうに思います。

そういうことからすると、この事業仕分けそのものが、先ほど指摘した2番目の、要するに住民の生活に密着したもの、あるいは地方自治体に影響を与えるもの、こういったものがあの事業仕分けの中で落とされたというふうに思っているのです。

そういう点では、町長そのものは、この事業仕分けそのものについてどう考えているのか、まずお聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、住宅リフォームですけれども、いろんな形で、どういうふうな形でできるかどうか、今検討しているという話がありました。そういう面では、時限立法の中でこれを廃止をするという一つの根拠として、利用が非常に少なかったというのが、時限立法として廃止をする理由だったと思います。そういう点では今、町は住民の安心ということで防災倉庫を各地域につくったり、

防災組織を立ち上げようということで、今これから年度末にかけて各自治会で規約をつくったりなんかしているところだということをお聞きしました。そういう点では、一つ一つがそういう形で進んでいるというふうに思います。

そういう面では、町である施策、とりわけ耐震もそうですけれども、そういう中でのアピールや、この住宅リフォームについてもきちっと施策をつくってアピールをしながら、全県的には前回資料を差し上げたかなというふうに記憶をしているのですけれども、住宅リフォームとそれから耐震診断と補強というものをセットとして実施をしている自治体が非常に多くなりました。

そういう面では、この新年度の機会、来年新しく始まるその機会をとらえて、やはりそういう一体とした制度として作り上げていただくことができるかどうか。そして、そういう中で住民への周知というものはできていくのではないかなというふうに思います。再度お聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、玉高の廃校問題ですけれども、決定をした後はということで、決定をしてしまえば、そういう形にならざるを得ないのだと思いますが、実は今度の統廃合の問題については、玉高だけではないのです。先ほど教育長さんが言われたのは、県立高校の後期整備計画の案というやつの中身だったと思います。そういう点では、先ほど言いましたように、既にときがわ町では議会が県に向けて意見書を上げたというふうにも聞いていますし、吉川高

校については、これ新聞の記事なのですが、市長さんや議会議長、副議長を含めて、吉川高校の全日制廃止について、その人たちがそれぞれ市民の前に出て署名を集めるという行動までやっています。そういう面では私は、先ほど教育長さんが来年の玉高の予定者を報告してくれましたけれども、いずれにしても玉高そのものは歴史のある高校ですし、数少ない専門学校の一つです。そういう点では、先ほど言われたように、川越工業に統合するののかという話もあるのですが、少なくとも高校があるということは、地域にとっては非常に産業や、そういう活力の源にもなってくるのだらうというふうに思うのです。

そういう面では、私はそれぞれ郡の教育長会も含めて、郡の市長会も含めて、実は郡の町村会長はときがわ町長です。だから、まさに郡の町村会長は、地元の高校なわけです。やはり少なくとも嵐山の町長として、それをバックアップするということができないかどうか。少なくとも卒業生にしてみれば数多くいるわけだし、現在も在校生もいるわけですから、一つは、各こうした取り組みについては、一自治体がどうこうすることでは決してないというふうに思います。そういう面では、町長の立場としては、郡の町村会として取り組むような働きかけ、また教育長さんに見れば、郡の教育長会としての働きかけ、そういったものをぜひやって、何としてもこれを高校として残すという役割、取り組みをしていく必要があるのではないかなというふうに思うのですが、それぞれの立場からそういう取り組みができるのかどうか、

お聞きをしておきたいというふうに思います。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 それでは、私のほうからは、集団接種の考え方についてお答えをさせていただきたいと思います。

ただいま議員さんのほうからお話がありましたとおり、ワクチンが例えば10ミリリットルで入荷をしたというふうな場合には、子供さんに接種をする場合には、これが40人から50人というふうなことがございまして、それだけの人数が集まらなると無駄が出てしまうというふうな現状がございまして、そういった意味では、集団接種が有効なのかなというふうには考えております。

ただ、今回の新型インフルエンザの予防接種につきましては、国と医療機関との契約に基づきまして接種が行われているというふうな状況でして、もし実施をするならば、医療機関が自分のところで持っているワクチンを持ち寄って行うというふうな形になるのかなというふうに思っております。

町といたしましては、医師会ですとか医療機関から集団接種をしたいというふうな声が出てまいりましたら、健康増進センターのほうを提供いたしまして、ぜひそんな形を進めてまいりたいというふうに思っております。

○藤野幹男議長 次に、加藤教育長。

○加藤信幸教育長 工業高校の考え方についてですけれども、議員さんこれもお案内だと思いますけれども、この再編整備計画の背景の中に、生徒

数の減少、それに伴う募集学校とのバランスであります。かつて埼玉県の中学校の卒業生のピークというのは平成元年で、約11万5,000の卒業生。ボトムが平成8年度にはこれは約6万4,000になったと。ピーク時の約55%ぐらいに下がってしまったと。したがって、平成元年から卒業の生徒数と募集学校が狂ってきた、激減してきてしまったと、そういう中が一つあります。

生徒数が減少してくると、やっぱり学校の規模が非常に小規模化してくると。したがって、その中で教育課程の編制も難しくなってくるということ。加えて部活動等の生徒の自主的な活動の場も少なくなってくるという点。それから、適正な学級規模というのは、全日制に比べて専門高校というのは、1学年が大体6学級が標準規模なのですが、玉川工業は4学級です。そういう経過を踏まえると、さて教育的にいかがなものかというのは、私どもの立場で考えていくべき。

市町村立の学校であるならば、どんどん教育委員会としていろんな働きかけはできるのですけれども、これは県立学校ですので、なかなか難しい。教育長会というお話がありましたけれども、西部地区の教育長会議で、県のほうから担当が来て、こういう再編整備をしていくのだというお話は既にありました。教育長の立場からは特段の意見はありませんでした。何せ前期が終わり、中期が終わり、後期が終わりという既成の路線で来て、ですから大変ありがたいお話で、町としてというお話がありました。大変ありがたいお話

です。教育という観点からいくと、なかなか難しい面がある。したがって、私の最初の答弁のとおり、決まったら、保護者や生徒に遺漏なきよう事務を進めるという、大変清水さんにとっては不満足な答弁かと思えますけれども、ご理解いただきたいと存じます。

○藤野幹男議長 最後に、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 それでは、お答えをさせていただきます。

若年層へのもう一度のお尋ねですけれども、最初に冒頭申し上げましたように、今回のこの新型につきましては、もう大変なことになるだろうということとは当初から想定をされていたわけです。それで、それにどう対応するかということが問題だったわけでした、それに対して、嵐山町ではどうしたらいいかというのをいち早く対応を考え出したわけです。

それで、情報をいろんな、こういうふうにしたほうがいいよ、こうなのだよというようなことより、いろんな外部からの、新聞だとか、テレビだとかのそういうようなところの情報が、ああたこうだ、ああたこうだと来るのが先だったわけですけれども、そういう中で、埼玉医大が地元の医療圏、先ほど言いましたけれども、毛呂山だとか越生だとかは肺炎球菌やっているではないかという話をしましたけれども、埼玉医大のほうでは、その地元の医療圏のところにも何としてもこのインフルエンザが重症化しやすいのは高齢者なのだ。それで、うちのほうもやっぱり情報をその特に重症化をした場合のどういう場合はどうなのだというようなことをあれしたときに、肺炎にかかって重症化

する、その年齢が75歳を過ぎて、もうすごい率で悪く重症化になるような例が出ていたのです。それで、嵐山町としてはどこのところをどうやろうと。全部やれば一番いいわけですがけれども、そういう状況でないとしたら、どこのところにやったらいいのかということで、いち早く高齢者に対する肺炎球菌を決めた。

それで、そのときにも話が出たわけですがけれども、当然いろんなことに対して、こっちではこうやった、こっちではこうやったということで、いろんな例が出てくるだろうと。だけれども、そういうものに、そのところで右往左往するようなことなく、嵐山町としては当面高齢者を対象として取り組んでいきましょうということで。

それと、はやらないような対応というのをしっかりとっていこうということで、教育委員会にも相談をして、学校現場あるいはこども課にも相談をして、保育園、そういう子供たちのことを家庭の皆様方のご理解が第一ですから、そういうことでやっていただく。

そして、それとあわせて、役場庁舎内ではどう対応していくか。1つの課で、この課はみんなインフルエンザにかかって休みになってしまったりなんかした場合にはどうなのだと。だから、そういう危機管理、そういうようなことも話をしまして、どう対応していくのかということもいち早く対応をとって進めてまいりました状況で、いろんな助成のばらつきというのは出てくるだろうと考えられていたわけですが、実際出てきているわけで、嵐山町ではそういう

面では肺炎球菌では先行しましたけれども、ほかの若年層といいますか、それらに対する手当てというのは今おこなっているわけですが、そういう状況で今年スタートいたして現状に来ているということでご理解をいただきたいと思います。

それから、資格証ですけれども、申すまでもないわけですが、短期保険証を出す理由というのが、こういう時期だから、もう何でも出したらいいいのではないかということなのですが、そのとおりだと思うのです。しかし、基本は基本で、やはり保険料をお支払いをいただいている方と、ちょっと都合で払いづらいという方、それをやはりこの短期保険証をお渡しするときに、ぜひこちらのこともご協力願えないだろうか、保険料のほうもご協力願えないだろうかというその機会をつくるということも含めて、こういうことをやっているのだということが大前提にあるわけなのです。

ですので、長期にしてしまうとか、全部どんどんというのではなくて、やはり来ていただいてお渡しをする。それで、来ていただけない方に対しては、手紙を出したりして、うちのほうで用意はしてありますよということは周知をしてやらせていただいているということですので、その一番の基本的ところのことはご理解をいただきたいと思います。

それを先ほど、私がちょっと説明がいけなかったかなと思うのですが、5月18日付ということをして、それとあわせて、5月18日、最後に9月に連絡が来ておりますと申したのですが、議員さんおっしゃるように9

月に連絡が来ているわけです。

それで、その連絡で、一時払いが困難である旨申し入れがあった場合には、保険者において、町において世帯の状況について改めて確認することができない場合は、後日確認をすることとして、緊急的な対応として短期保険証を交付することは差し支えないというのは、確かにちょっと説明がいけなかったと思うのですが、9月に来ておりまして、そういう対応を嵐山町でもやっているところでございます。

それから、住宅リフォームですけれども、先ほど説明させていただいたように、今いろんなメニューが出てきているわけでありまして、それらとあわせて制度設計できないかということですが、そういうものも含めて嵐山町に合った、そして町民の皆様にはこれはいいと言われるような形にして、しかも地元の業者にとってもこれはありがたいというようなものができればというふうに、そういうものも含めて、これから検討を進めていきたいというふうに思っています。

それから、玉高の問題ですけれども、嵐山町でも鎌形小学校を苦渋の選択で菅谷小学校に統廃合ということで、ご協力を地元の方にいただきました。それで、鎌形小学校の場合には114年の歴史があったわけです。ですので、地元の卒業した皆様方、またその地域の皆さんにとっては、鎌形小学校というのは大変な思い出、思い出、いろんなものがあったわけだ。そういうものをご理解いただいて、子供の教育のことを考えたらどうしたらいいのだ

ろうという究極の選択をしていただいて、それで統廃合にご協力をいただいたという経過があるわけですが、玉高の場合にも、先ほど教育長のほうから説明がありましたけれども、進学率が97.9とか98とか、嵐山町の場合100だとかいうことです。ですので、子供の数が減れば、それだけ即高校への入学者が少なくなるという状況になっている。こういう状況の中で、ある程度の規模、そしてまして工業高校ですから、専門高校ですから、設備だとか、あるいは教員体制だとか、いろんなものがある程度の規模というのはあるのかな。そういうものを考えたときに、高校教育の向上と適正化、そういうものを考えたときに、どういう状況がいいのか。これは専門の県の教育委員会のほうで検討をして、こういう形になってきたわけだから、それはそれで一つそういうものがあるわけですが、議員さんおっしゃるように、比企の町村会として、地元の町長が、玉高の地元でもございますし、どういう方向を協力ができるのかよく相談をしまして、地元のお世話になっているところの嵐山町長としてできる努力というものを探してみたいというふうに考えています。

〔「事業仕分けの考えは」と言う人あり〕

○岩澤 勝町長 事業仕分けということでございますが、どう考えるかと言われても、本当に困ってしまうのですが、きのうから困っている困っているということで、一番無駄を省くということですから、余計なことはあれして無駄を省くということですから、これはいいことだと思うのです。それと、今まで財務省の内部的に予算が決められていたものを、そうではなくて公開の場でや

るのだ。画期的なことで、これもすばらしいことで、これいいことだというふうに思うのです。しかし、その仕分けの中身というものに対して今、国民全体でなくて、党の中でもいろんな意見が出ている。毎日の新聞に出てきているわけです。

そういう中で、この仕分けについて、今幾ら影響があるというふうな話が出ておりましたけれども、きょうの新聞ですと、幹事長が首相に要請をするということが書いてあります。来年度の予算最重要項目についての要請。それを9日をめどに絞り込んでやるのだということです。それで、仕分けの中では、整備新幹線だとか、高速道路だとか、大型工事というのは、コンクリートから何とかということで、やっていかないのだとか、地方交付税の交付金というの、この見直しの中に入るのだとかいうようなこと書いてありますけれども、今度のこの要望の中には、そういった交付税の増額あるいは科学技術予算、あるいは漢方薬の保険適用とか、子ども手当、ガソリン税などの暫定税率の廃止だとか、たばこ税だとか、環境税なんかが増税の反対だとかいうようなことが、今度の幹事長から総理への要望の中に入るやにも書いてあるのです。

そうしますと、今まで仕分けで言ってきたものというのが、全く違ってしまふものがあるのかわからないのかかわからないような状況になってきているわけです。ですので、仕分け自体というのは大変すばらしくて、画期的なことだなというふうに思うわけですが、その中身について最終的にどこのところにどう落ち

つくのかというのを大変関心を持っているところでございます。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 住宅リフォームについては、ぜひそういう形で進めて、できるだけ早く実現をしてください。期待をしています。

それから、玉高問題についてはぜひ、1つはやっぱり郡の教育長会でどういう動きができるのか探っていただきたいというふうに思います。そういう面では、私は玉高そのものの存続というものをやはり念頭に置いてどうするかということなのだと思うのです。申しわけないけれども、教育長さんは受け身ですよと、もう県が決めたのだからしょうがないというのではなくて、どう能動的に動いていくかというのが、存続するかどうかのやっぱりかぎだと思うのです。やはり残すということを前提に動いていかなければ、残るものも残らないというふうに思います。

そういう面では、先ほども言いました、ときがわ町の議会は、既にもう廃校反対という決議を県に上げたそうです。私は、ぜひこの嵐山の議会でも年度中に上げていきたいというふうに思いますけれども、やはりそういう面では、どう能動的に動いていくかというのが大切なのではないですか。やはり残すということを前提に動いていくということです。

それは、だって比企郡の中では吉見高校がこの中で廃校になって、比企郡ではないけれども、川本も廃校になった。滑川高校は総合になった。この比企郡あるいは近辺の中でも、定時制についてもそうです。そういう面では、

玉高を残す。では、どういう形で残していくかということに、そういうふうな段階を経ていかなかったら、やっぱり県が言ったのだからしょうがないという受け身になるのか。残すためにはどういうふうな形で残していくかということのほうが大切なのではないですか。この辺、先ほど言いました比企郡の中では、このハイスクール整備計画の中でも、そういう形で、もう1校1校減らされているわけです。子供たちは、そのたびにどこに進学するかというものを考えなければ。私は、ぜひそういう立場で郡の教育長会に臨んでほしいというふうに思います。もう一度答弁いただきたいというふうに思います。

それからもう一つ、インフルエンザです。医療機関から申し出が出たら。医療機関から申し出が出ようはずがないではないですか。だったら、町が集団接種をどういうふうにやっていこうという計画を立てながら、医療機関に申し入れる。そういうことではないですか。医療機関が集団接種をやってくださいよ、町のほうに申し入れてくるというのは、まずないと思います。町が、こういう状況なのだから、ぜひ集団接種をするので協力してくださいよというのが、方向としては筋ではないですか。

それに、保険証の問題についても、保険料を納めるかどうかは基本ではなくて、私は住民の健康を守ることが基本だと思います。だったら、住民の健康を守るのなら、住民が安心してかけられるように、せめて3カ月の短期保険証を出すというのが町の姿勢だというふうに思うのですが、最後の答弁をお願いしたいというふうに思います。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 今回のその保険証のことですけれども、町は出していないというのではないのです。出して用意はしてあるから、来ていない人は来てくださいという案内は出してやっているわけです。それで、その短期のというのは、保険料を払っていただいている人に対して、公平性というのと、それと、そういうものをぜひ同じようにお支払いいただきたい、決められた形でお支払いいただきたいというお願いをする機会をつくるために、これを始めたわけですから、それを守ってやっている。それでご協力をいただけるように、できるだけお話をさせていただいている。こういう状況ですので、医者にかかれぬように町がしているとかいうことでなくて、どなたも今ではすぐかかれるようにと、世帯状況どんな場合でも緊急的な対応をやりますよということになりますということになっていくわけですので、嵐山町もさせていただいていきますというので再三言っているように、そういう対応をさせていただいていますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

それから、玉高の問題ですけれども、よく清水議員さんの気持ちというのはわかりますし、私も全くそのとおりでと思うのです。しかし、鎌形小学校で最終的に判断をいただいたのは、そののところに通う子供たちが、より教育効果が上がるのはどうしたらいいかという、究極の選択はそこにあったわけです。

ですから、この玉川高校の場合も、地元の村長さん、あるいは比企地区

の首長さんの話す機会がありましたら話すし、またほかにときがわ町長さんと話をして、何か嵐山町長として発信ができることがあるとすれば、積極的に話をさせていただきますが、基本は、その学校でいかにその高校の高校教育が効果ある教育ができるかということが大原則でありますので、それに対してどうしたらいいのか。それには、1つは近くのところを通いやすい学校があるのとないの、どういうことになるのかということもありますので、そういうこともすべて含めまして検討をしていきたいというふうに思っています。

あと、集団接種ですけれども、いろいろなその技術的な問題というのはあるわけですが、町が医師会のほうに依頼をお願いをしていくと。今いろいろお話があるように、技術的な問題というのがあるので、どこがクリアできるかわかりませんが、町としては医師会のほうにお願いをしていくということとでいきたいと思えます。

○藤野幹男議長 どうもご苦労さまでした。

この際暫時休憩いたします。おおむね 10 分間。

休 憩 午前11時26分

再 開 午前11時38分

○藤野幹男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 金丸友章議員

○藤野幹男議長 続いて、本日2番目の一般質問は、第3番議員、金丸友章議員。

〔3番 金丸友章議員一般質問席登壇〕

○3番(金丸友章議員) 3番議員、民主党の金丸友章でございます。議長の許可がありましたので、通告書どおり一般質問をさせていただきます。

私の一般質問、4項目ございますが、既に昨日からの議会席上で同様な質問、それで先ほども清水議員からの新型インフルエンザについての質問と答弁とがございました。そういう意味では、いろんな行政執行側の答弁を聞いておる中でございますけれども、まず新型インフルエンザ対策についてということで、私の質問要旨は、感染状況、対策、対応状況についてと、またワクチン接種状況及び接種料の補助について伺うという内容でございました。既に先ほどの答弁の中で、私の質問の趣旨につきましても答弁をいただいておりますので、1つ、昨年ちょうど第4回の定例議会におきまして、私は新型インフルエンザの発症についての質問をさせていただいておる。そのときには、鳥インフルエンザの発症の可能性が現実的になっておるといふことでの質問をさせていただきまして、ちょっと長々と新インフルエンザについての質問といえますか、話が長かったのかなと思ひまして、その反省も含めまして1点だけお伺いをいたします。

その当時、前回の質問で、町としての具体的なインフルエンザ対策の行

動計画、そういうものがございますかということです。具体的対策、行動計画等がありますかということで、町では、現段階では策定をしておらないということでもございました。この間、現実的に今、新型インフルエンザの流行等がございまして、そういう中で、この経過を踏まえて、そういうような策定をこの間計画されておられるかどうか、その点を1点お聞きすることといたします。

次に、国立女性教育会館の国庫補助金の削減について。今、補助金等あります、これは全額の交付金で運営をされておられますが、これにつきまして町の見解を伺うという質問の要旨でございます。これもまた行政刷新会議による事業仕分けという一連の今まさにこの問題で、質疑の中でも、また議会でも一定の意見を集約をしておるところでございます。この事業仕分けにつきましては、特に初日の中で蓮舫議員とそれから神田理事長との応酬がテレビで放映されるということで、非常に全国区といたしますか、そういう注目を浴びた仕分け作業でございました。

そうした中で、やはり国の新政権の方針としましては、今までの予算編成の過程をいわゆる政治主導でいくということ。それから、このような国の財政状況を考えまして無駄を省く、それを見直すという中の作業でありました。そういうわけで、学術、研究部門についても聖域ない形で切り込んでいったのか、そういう作業であったかと思えます。ただし結論としまして、予算要求の大幅な縮減という評価が出ております。

同じく独立行政法人の中では、国立青少年教育振興機構教育研究セン

ターにつきましては自治体、民間への移管という結果が出ております。女性教育会館については予算の縮減という形になり、これにつきましてはやはり男女共同参画社会が大きなテーマになっておると、これの推進をまだ大きなプロジェクトとして進めていかなければならないという状況もございますし、またいわゆる天下りという範疇の中では、この女性教育会館の事業目的と照らし合わせますと、典型的な天下りですとか中抜きとかという、そういう天下りの組織のための機関ではないということの理解もあつたかと思えます。

この蓮舫議員とのやりとりの中で、神田理事長が「私にも言わせてください」という場面がございました。その中で、その後枝野総括責任者が、私どもは仕分け人としても、その事業の趣旨については非常に理解しているところだということが続くのですけれども、そこはなかなか映像として伝わってこなかったということもございます。この仕分け作業は、政権をとってから慌ててといいますか、急ごしらえの作業ということではなくて、既に半年以上前からいろんな事業についての仕分けがされ、その検証がされておりました。

私のところにも、6月ぐらいかと思えますけれども、この会館が所在する地方議員ということで問い合わせ等ございまして、当町にとっては非常に文化的にも、また地域の活性化、ボランティアのかかわり、そういう意味ではまた施設の面でも非常に重要な役割を持っておりますというコメントをしました。

こういう中で、いろんなこの事業にかかわっている方たちが、この間その結果を受けまして対応に参加されておられる。先ほど申しましたように、議

会でも一定のこれに対する了解集約をされて、意見書という形で出てきております。そうした中、当町としましてもどのようなこの女性教育会館についての側面での支援といいますか、そういうものができるのか。また、今後継続していく中でのどのようなサポート、連携ができるのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

次に、まちづくり交付金事業についてでございますが、これも先ほど述べましたような趣旨で事業仕分けが行われました。まちづくり交付金の概算要求については、1,300億円というものが出されておりました、これは結論としまして、地方自治体に任せるということになりました。

昨日の答弁の中でも、そういう自治体に任せるということであって、まだ何ら具体的な方向性が見えてこないというご質問で、非常に重大な、町にとりましても大きな予算事業でございますので、ここら辺に困惑しておられるという答弁でした。この中で、そういう意味ではこの私の質問要旨にあります当町の見解と、自治体に任せるという結論に対する見解と交付金事業の見通しということで、同じ質問になりますので、余りくどく質問しますとブーメラン経営者になるのかなという気もいたしますので、これにつきましては、私も研修会で党の方がこのまちづくり交付金についてということで、他の自治体の議員が質問をしました。これはまた日本全国あらゆる自治体でこの問題をやはり重要な関心を持っておられます。その質問の中で、このまちづくり交付金事業についてどうなのかという中で、党の幹部が答えておられまして、

私はそのときには、安心した、ちょっと安堵した、その答えを聞いて安堵した
思いがありますので、先ほど課長が言われましたように、民主党政権、地方
主権主義という立場に立てば、いわゆる路頭に迷わすような結論は出てこ
ないはずだと私も思っております。そういう中で、やはり今までのまだ町のほ
うでもその方向性が定まらなと。国のその事業の方向性がまだ定まらな
いところで、この事業見通しというのは大変難しい問題と思っておりますので、こ
の問題につきましては、私のこのような質問要旨の中で終わらせていただ
けばと思っております。

次に、4番目の平和教育の推進についてということで、これにつきましては
は、特に他の議員の質問等ありませんで、重複はしておりませんので、これ
につきまして詳しく質問をさせていただければと思っております。

文教厚生委員会で過日、アル・ゴア元アメリカ副大統領の「不都合な真
実」というビデオを見ました。また、鳩山総理がニューヨークで、2020年度ま
でに日本の二酸化炭素の排出レベルを1990年との比較で25%削減とい
う演説をしまして、この地球温暖化の問題、これは人類生きとし生けるもの
の滅亡の危機を抱えておるというところで、国家的にも、また世界的にも大
きな取り組みを展開しております。また、4月にはオバマ大統領の核兵器の
演説がございまして、原爆を使った唯一の核保有国としての道義的責任と、
また核兵器のない世界のために行動をするという声明がありました。また、
鳩山首相は国連で、非核三原則の堅持を表明をされております。

こういう中で、非常に今核兵器廃絶の期待も高まるという状況にあるかと思ひまして、いずれにしましても、地球温暖化の問題にしましても、人類の滅亡からの回避ということで、大きな世界的な課題となっております。

そういう中で、小学校、中学校の教育において平和の教育、これも当然、今この核兵器が使われるという状況の戦争が起こりましたら、確実に人類の滅亡ということになりますので、そういう意味では、この地球温暖化の対策、運動、それと同じレベルの問題であります。そういう意味で、平和に関する教育が小中学校でどのように行われておるのかということの質問をお聞きしたいと思います。

また、人権教育を教育事業の中で盛んに実施されておりますけれども、その中で平和教育が見えてきておりません。その人権の学習という中で、昨日も渋谷議員のご質問の中でありましたように、やっぱり現代的な意味での、今日的意味での人権問題、それは多様なものが含まれております。ドメスティックバイオレンスですとか、児童、老人の虐待とか、数え上げれば切りがない人権に関する問題が起きております。

一方、戦争は非人間的な行いと、これは言うまでもありません。人が死ぬことを、ある意味国家が強要するというところでございます。

今年の春ですか、元従軍慰安婦、韓国にお住まいの李容洙さんの講演を聞きました。まだ幼いといいますか、少女時代を過ごしておった家庭から、家からいわゆる拉致された状態と。その戦争が終わるまでの悲惨な体験を

お聞きしました。拉致といいますと、北朝鮮による日本の国民への拉致もございませし、また報道されませアフガニスタンでの空爆による幼い子供たちが、今この私たちが共有している時間の中で、やけどを負い、足を失い、目を失いと、そういう状況にあります。

そういう意味では、平和について学ぶということは、すなわち人権を学ぶことではないか、そのように考えております。ございませして、また人権教育、学習の一環として、人権の対局にある戦争について学ぶ機会、体験談を聞く、施設見学などが必要と思われませが、この点についてご見解を伺いたいと思ひませ。

○藤野幹男議長 一般質問の途中ですが、この際暫時休憩いたひませ。午後の再開は1時30分とひませ。

休 憩 午前11時59分

再 開 午後 1時31分

○藤野幹男議長 休憩前に引き続き会議を開ひませ。

一般質問を続行いたひませ。

既に金丸議員の質問が終わってひませ。順次答弁を求めませ。

それでは、まず岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 新型インフルエンザ対策行動計画の策定の予定はというご質問でござひませけれども、現段階におひませしては、具体的な

行動計画の策定予定は立っておりません。しかしながら、鳥インフルエンザのような強毒なものの流行に備えまして、近い将来策定の必要性も感じているところでございます。現在は、庁舎内におきまして、関係する各課が集まりまして、対策連絡会を開きまして連携を図りながら対応をしております。

また、今回の新型インフルエンザを受けまして、比企福祉保健総合センターと東松山保健所が中心となりまして、比企地域の新型インフルエンザ対策連絡会が設置されております。比企医師会ですとか病院、警察、消防、商工会などの関係機関で構成されておきまして、まだ情報交換程度の会議にとどまっておりますけれども、今後一市町村では対応できない状況になった場合には、大きな役割を果たせるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 次に、加藤教育長。

○加藤信幸教育長 それでは、4番目の平和教育の推進についてですが、金丸議員さんのご質問の最後に、平和を学ぶことは人権を学ぶという言葉がありましたけれども、まことにそのとおりだと思います。人権は、読んで字のごとし、人の固有の権利でありますから、これを差別したり侵害することも、これも人間の行為によってなされることであります。

ユネスコの憲章の前文に、戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならないとあります。ですから、これは学校教育だけではなく、すべての人に課せられた責務であろうかなと、

そのことを前提でご質問にお答えします。

この教育の実態と戦争について学ぶ機会、つながっておりますのでダブってお答えするかもしれませんが、お許しいただきたいと思います。

平和教育という言葉ですけれども、学校教育の中では、ご案内のように各教科だとか道徳、特別活動、それについてきちんとした指導計画がある。そのほかに、今求められている社会的な要請の中で、健康教育をやりなさい、環境の教育だとか、情報教育だとか、国際理解教育だとか、安全教育だ、人権教育、たくさんあるのです。その中に平和教育という文言はないのであります。平和教育というのは、こうした特定の教科だとか、分野だとか、領域ではなくて、学校でいえば、学校教育のすべてに一貫して通して行わなければならない一つの理念だと思えます。学校で行う教育活動のすべての中でこの平和という理念が生きていなければならないというふうに考えております。教育の出発であるし、最終点でもある。

それぞれの学校では、1年間の学校の教育をどのようにしようかという計画、これを学校の全体計画と。その中で、学校の全体計画を立てて、その学校の教育目標を立てます。その際に、2つの事項、基本的な事項、要素を踏まえて、1つの要素は、学校の教育活動全体計画を立てる際には、まず日本国憲法、それから教育基本法、学校教育法、これを踏まえましょうと。もう一つの側面は、地域の学校の実態とか、地域の実態とか、子供たちの実態、それから保護者の願い、これを総合して1年間の学校の教育を進めま

しょうと。その中で、まず最初に憲法を踏まえてということですがけれども、ご案内のように日本国憲法の3つの原則というのは、平和主義、基本的人権の尊重、国民主権と。そして、その中で前文に平和という言葉がたくさん出ております。恒久の平和を念願しとか、平和を愛するとか、平和を維持しだとか、平和のうちに生存する権利を有すと、そして、再び戦争の惨禍が起きないように決意がなされていると。平和憲法と言われるのはそのゆえんだと思います。

この憲法の趣旨を踏まえて教育基本法がある。教育基本法の中にも、やはり同じような理念が出てきます。第1条に、教育の目的という中で、教育は人格の完成を目指し、平和で民主的な国家社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民を育成するために行われなければならない。この教育基本法の目的というのは、学校教育だけではないのです。幼児教育とか家庭教育とか社会教育、すべての教育に通ずる目的であります。具体的には、学校教育法で学校ではこんなことをやりなさい、こんなことをやりなさいということが定められていて、具体的には平和に関する教育の実態というのは、結論的に申し上げますと、いろいろな教科や道徳や特別活動や、さっき申し上げたいろんな何々教育とあった、それらをすべてを通して培うべき理念であるというふうにとらえております。学校では、現在そのような方向で進めておりますし、そうしなければならないというふうに考えております。

では、具体的に戦争についての学ぶ機会で、金丸議員さんが体験だとか、平和に関係ある、戦争に関係ある施設を見学など必要だけれども、見解はどうか。全くそのとおりだと思います。戦争という平和に対するその学習については、小学校では中心教科というのはどうしても社会科、小中学校では歴史の分野になりますし、あるいは国語の教材でも、戦争による文学作品というのはふんだんに出てまいります。子供たちにとっては、感動的な文学作品がございます。特に、具体的に社会科では、戦争のところでは、小中学生でも発達段階に合わせて、日中戦争から第二次世界大戦終戦に至るまでの経過、これについて学習します。戦争による被害であるとか、当時の戦時中の人々の生活であるとか、その敗戦から生まれた平和な日本を目指しての憲法の制定まで学ぶわけであります。

この中で、課題は生きた教材というのが非常に少なくなっている。要するに体験談を聞くというのはまさにそれですね。私が教員になったのは今から40年前です。なってすぐこの歴史学習にぶち当たりまして、当時は子供たちに戦時中の暮らしなどをお父さん、お母さんに聞いて、あるいはじいちゃん、ばあちゃんに聞いて、それをレポートして発表し合っというのはかなりとれたのです。保護者の方にも、本当に戦時中の生活の場面を實際された方、子供のころ疎開をした方々、それからシベリアなんかへ抑留され捕虜になった、そういう方々を私なんかは授業に招いてお話を聞かせていただいた。

ところが今の課題は、学ぶ子供たちも、教える先生も、戦争の時代の生

活を体験したことがないと。そこでどういうふう子供たちの心情に訴える指導ができるかというのは、お話のとおり体験をした人に語ってもらうと。しかしながら、核家族化であるとか、そういう場面で難しいのですけれども、まだまだいらっしゃいます。学校でもそういう授業を取り入れている学校もたくさんございます。

さらに、いろいろなビデオなんかも残っています。今映画化してだとか、いろんな統計であるとか、写真であるとか、記録であるとか、なるべく生徒が主体的に学習できるような資料も用意をしております。

それから、施設見学では、東松山に県立の平和資料館、何ととっても貴重な施設であります。これなんかはごらんになったことありますか。熊谷に落ちた焼夷弾であるとか、風船爆弾であるとか、当時の防空壕とかあります。そういうものは、各学校で計画的に見学しております。きのうは志賀小学校の6年生が見学に行っています。来週は七郷小学校が社会科で行く予定であります。

こんなことで、できるだけ戦争の生活が忘れられないような、そして、一人一人の子供たちに平和を大事にする心を培っていけるような、そういう授業を目指していただきたいし、教育委員会も訪問指導のときにはその観点を打ち出していただく。

単に平和というのは戦争だけではなくて、心の問題ですから、今は宇宙船地球号というので、国際社会の中で日本人は平和を守る一員として頑張

っていかなければいけない。宇宙船地球号の時代です。小学校の例えば外国語活動、なぜ必死になって小学校6年生からやるのだらうというのも、広い意味では国際理解教育の一つ。

そういう意味で、嵐山町はもう国に先駆けて外国語活動を5年、6年でやっているのです。国から、5年生、6年生全員の英語ノートというのを配られて、これに基づいてやっています。それから、平和の点では、道徳の授業で心のノートというのを、またこれ国から配られています。この中には平和を扱っている単元がふんだんにございます。

これなんかが、例の事業仕分けで要らないのではないのという議論をされているのですけれども、非常に教育というのは費用対効果ではあらわれないという、心の問題をどう判断するかというのは、今後注目しておりますけれども、どうなるのでしょうか。ぜひ学校教育だけではなくて社会全体で平和を守り、平和を築いていくという取り組みを、いろんな角度から進めていかなければならないであろうと、理念的な答えになりました。ちょっと長くなりましたけれども、以上です。

○藤野幹男議長 最後に、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 女性会館の補助金の削減の件でございます。町の見解を伺うということですが、ご案内のように、ちょっと前までは、国立婦人教育会館とっているところは、ちょっと敷居が高いかなというような感じで、町との交流というのはある程度限定された人たちが会館のほうにいろんな形で出

入りしたかな。しかしある時期から、NWECというようなことになったり、女性教育会館というようなことがあったり、また町のいろいろな事業、特に嵐山まつり等の会場に女性会館を使わせていただくようになったりということがありまして、町民にも大変親しまれてまいりました。特に講堂、あそこのところではいろいろな芸能大会でありますとか、講演会でありますとか、音楽会でありますとか、いろいろな形で使われておりまして、女性会館と嵐山町民との交流と申しますか、使用頻度というのが上がるたびに、町民にも親しまれてまいりました。

そういう中で、数年前、何年前になりますか、あそこの存続が変わるような大きな事態が発生をいたしました。女性の殿堂ということであるわけですがけれども、そこのところに効率化というようなことで、子供施設とあわせた形のような話が一時ありまして、そのときも神田理事長さんをはじめといたしまして女性会館の皆様方、そして、前の山口代議士等に先頭に立っていただいて、霞ヶ関通い、国会通いをいたしまして、そうでなくて女性専用、婦人専用の会館なのだということで、男女共同参画の先頭に立っていく大切な場所なのだということを発信をしっかりと、それで現在に来たわけです。

それで今回は、テレビによく出ているのですけれども、神田先生がちよっと話させてくださいよというところはあるのだけれども、あそこっきり私も聞いていないので、どういう仕分けの中で行われたのかというのはわかりません

のであれですが、いずれにいたしましても、今の状況のところがいづら
いような状況に、あるいはいろいろな事業がしにくいような状況に女性会館が
なるとしたら、全く地元といたしましても困ったものだというふうに思ってお
ります。ですので、今回の議会でも、議員の提出議案で、予算削減の見直しを
求める意見書というのが用意をされているようですが、全く地元の一人とい
たしまして、女性会館が今までどおり、より機能を発揮をして、そして地元と
の親しまれる施設としてあそここのところを地元にもまた開放していただいて、
今までどおり使えるような施設で存続、継続ができるように願っている次第
でございます。

○藤野幹男議長 金丸友章議員。

○3番(金丸友章議員) まず、新型インフルエンザ対策でございますが、先
ほど比企地域の連絡会等で連絡等を、広域のいわゆる共通した問題である
ことで対応をする、そういう連絡会もでき上がったというお話を聞きました。
そういう対策についての行動計画と、実際にそういう状況になったところで、
現実的な活用のものでなければ意味がないことでありまして、そういう意味
では、これからもいろんな経験といいますか、流れを積み重ねて検証してい
ただきまして、実際に活用できる、そういう政策を策定していただきたい。今
後とも引き続きそういうのを検証していただきたいと思います。

次に、国立女性教育会館の町長のご見解ですけれども、この議場にお
いての、議員も含めまして、その考え方は全員が共有するものだと思います。

今回の仕分けにおきましては、最後の取りまとめの仕分けチームのコメントとしましては、国立女性会館はコストの削減、人件費の削減及び自己収入の拡大努力をすべきとして大幅に予算を削減するというコメントになっております。

先ほども申しましたけれども、国の大きな経済財政の事情、またそれを受けまして、地方自治体においても非常に厳しい財政運営を迫られておる昨今でございます。町の公共施設にありまして、大変小学校、図書館等においても雨漏りがあり、それから床がくねっておるような床、そんなような状況の中でも、生徒さん、先生、一生懸命そういう施設の中であっても、いろいろな意味で私は我慢をしているのかなと思いますけれども、国民全体がやはりそういう無駄なものを、極力無駄をしないようにという辛抱をしておる状況の中ですので、そういう意味では、教育研修機関であっても、やはりコスト削減という、無駄を省く努力というものをさせていただいて、そういう中でこの町においてその事業目的を遂行していただく、これが一番私どもにとってもよろしいのかなと思います。そういう中で、これはまだ予算作成の一過程でございますので、私どもの望む方向で結論を出していただければと、そんなようなことを願っておるわけでございます。

次に、平和教育でございますが、教育長のほうから具体的な取り組みをお話をお聞きました。ただやはり、すべての科目の中で一貫してその平和の教育理念を盛り込むのだというお話もありました。また、教育の現場だけで

なく、これは普遍的な皆共通した課題であるということでしたけれども、小中学校の低学年においてのその時代にやはり平和についての理解を養うということは非常に大切なことだと思います。これからの子供たちは、日本国内のみならず、あらゆる職域の分野で、また世界的にも仕事をされる、そういう機会が多くなります。先ほど言われました日本国憲法の世界に誇る平和主義、これをビジネスの話はできるのだけれども、諸外国へ行って、その憲法を持っておる国民が、平和の話になったらちょっとそういう話がなかなかできないというようなことであっては、やはりこの国際社会においてもいかなものかなと思います。

先ほどちょっとお話のありました埼玉県平和資料館、ここに活用ガイドというものがあります。この中で、平和資料館は学校のお手伝いをしたいと考えていますという。もうご存じかと思いますが、その中で、現場に行つてその見学をということもあるのですけれども、授業の中でいろいろ活用できるいろんなグッズがございます。そういうもので平和に関する理解、そういうことを学習していただく機会を用意しておられます。そういう中で活用が必要なのかな。こういう用意がされておるので、いわゆる生きた学習。理念も大事ですが、生きた学習が必要なのではないかなと思います。

ちなみに、先ほど志賀小学校、また七郷小学校を呼んでお聞きしましたけれども、20年度では、これは歴史資料館の入館の記録ですけれども、東松山では、小学校12校見学をしております、その中に養護学校、学童ク

ラブですか、それも1つずつ入っている。小川町では、これ 20 年度ですけれども2校、滑川町では1校ということで、これ非常に小さい字なのです、よく目を凝らしますと、昨年の 11 月に志賀小学校 46 人、七郷小学校 38 人、見学をいただいております。

ちなみに、やはり 20 年度ですけれども、県内の小学校 51 校で 3,514 人が来館ということでございます。中学校は、この表を見ましても、やはり中学校になりますと、なかなかそういう来館が少ないということでして、県内では3校で 466 名という記録になっております。

また、もう少し身近なところでは、唐子に、丸木美術館が、丸木位里、俊夫妻、この方の画家としては世界的な評価を受けておられる方でございます。ここでも、戦争に関する資料等を、芸術作品としての昇華されたもので展示をされておまして、この中では、やはりこれだけの絵画的なものでも、芸術的な面での評価が高いということもありまして、都内の遠方からの入館がでございます。今年に入りましては、中学校が 1,782 名、それから高校生になりますと 1,263 名というような現在の数字になっておられるようです。この丸木美術館におきましても、学芸員の方が、この絵画のパネル、これを持ちまして小学校にも学習の場にお伺いするというような用意もされておられるのです。

このような施設もこの近隣にもありますし、また嵐山町においても、戦争体験を語られた、編集されたものがあるようでございます。そういうのが言

葉として語られて、声高に戦争、平和ということではなくて、やっぱり戦争の
当時はどういう暮らしをしたのか、思いをしたのかという、本当に町民の皆さ
んの声、そういうものも本当に大事な生きた教材になるかなと思います。

そういうことで、この平和の教育についてですけれども、もう少しこのよう
な活動について具体的に学習の中に入っていけないものかなと思いますの
で、その点もう一度ご答弁いただきたいです。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 お答えいたします。

先ほどは平和資料館だけありましたけれども、丸木美術館等も、生徒の
実態に応じて夏休みに課題を与えたり、そういう形でしております。平和資
料館では、昔の教室の再現したり、防空壕あったり、恐らくきのうは学芸員
の方からそういう指導を受けていると思うのです。これは、社会科の年間授
業計画の中にきちんと取り入れている学校はもう行っている。それから、お
話のように、そういう町内の方々の戦争体験なんかも、子供の発達段階に
合わせて利用したりもしております。

すべて、中学校は少ないとおっしゃいましたね、平和資料館等は。それ
は、なかなか授業時数の確保ということで厳しい面があるかなと思います。
全県で3校というわけですから、なかなか難しいとは思いますが、お
話のようにいろいろ資料がございます、グッズみたいなのが。それを取り寄せ

て、教員が行って研修をしてきて授業で生かすと、そういう方法を取り入れている学校はたくさんあります。やっぱりなるべく現実に即した、実物に即した疑似体験等も踏まえて、心情に訴える学習というのはとても大事ですので、お話のように趣旨を踏まえて、また学校にそういうこともお伝えをしますし、学校でもやっていると思いますし、お話のとおりだと思います。

平和資料館というのは特に身近でありますし、しかも、埼玉県の身近な戦争遺産を残しているところですし、とても貴重なところですので、私も県にいたときに、上田知事さんが誕生して、知事はすぐそこに行きたいと言うので同行させてもらったことがある。大変感動されておられました。そういう意味でも、子供たちだけではなくて、県民の方々がそういう利用していただきたいなど。そして、子供たちに大人の目線でそれを伝える。お休みとか夏休みとか、そういうときに子供を連れていくという、そういうことも立派な体験でないかと考えております。

○藤野幹男議長 最後に、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 女性会館の、質問ではないのかなと思っていたのですが、議員提出議案で出されている内容と同じように、重ねて申しますけれども、地元の嵐山町といたしましては、先ほども申しましたように、今までと同じようにあの施設が使えて、しかも女性会館としては、男女共同参画の最先端の施設として機能がより発揮できますように、そして、それらを共同して地元のものと一緒に使えるように、より機能が発揮できるような形で存続していく

ように、この経費の削減が少なく、少なくというかなく、少なく、わかりませんが、そういう方向で存続をしていく、今までと同じようにいくこと、それをひたすら願っている次第でございます。

よろしいでしょうか。

○藤野幹男議長 では3回目、最後です、金丸友章議員。

○3番(金丸友章議員) 平和教育について、もう一点。これは、いろんな経緯があるのでしょうし、私も詳しく存じておりませんので、こういうことがありますよということでご提示させていただきますけれども、当初私は、今盛んに中学校等で行っています人権教育です。その中で、やはり平和活動、その中に平和の学習というところがございます。例えば佐賀市立日新小学校の場合、ほかにもいろいろ見ますと、このような形とっておるところなのですが、平和をどのように教えているかというところで、平和とは何かを考え、平和を脅かすさまざまな条件や、それを守るための努力を知り、平和を追求する人間の育成を図ることを目的として、同和教育を中心に行っている。人権を守るという視点から、同和教育の一環として平和教育を行っている。これの実践として、今の現代の人権教育の中でその平和教育を行うということがございます。いろんな模索の中でこういう状況が生まれたのだと思いますけれども、そういうことも、そういう実践がありましたということで、もしご意見がありましたらお願いいたします。ご意見とか感想ありましたら。

○藤野幹男議長 答弁が欲しかったらちゃんと言ってください。答弁必要で

すか。

○3番(金丸友章議員) 今の質問につきまして、はい。

○藤野幹男議長 では、加藤教育長、最後お願いいたします。

○加藤信幸教育長 今佐賀県のお話がありました。平和の切り口というのはいろいろあると思うのです。議員さんは最初人権問題と、人権教育というのに絡めて平和教育と。きのうも答弁で申し上げたですけれども、私どもを取り巻く人権問題というのはさまざまなものがあると。同和問題をはじめ、障害のある方への差別だとか、女性への差別とか、幼児、児童虐待であるとか、外国人差別とか、それから新たなものでは拉致問題と。この拉致問題については、横田めぐみさんのビデオが国から配られまして、これを学校で使ってくれということで、それを校長会でも説明がありまして、そういう切り口から、平和と人権問題を取り組んでいる学校もあります。

だから、平和教育というのは切り口がいろいろありますと。そういう意味で、どの教科、どの教育分野、どの領域から迫ってもいいです。それは各学校や子供たちの発達段階を踏まえて取り組んでいけばいいから。いずれにしても、教育の基本にあるのは、平和に関する教育という理念は一貫して貫くものだという事は、これは共通の理念だと思います。ご提示いただいたことも参考にさせていただきます。

○藤野幹男議長 どうもご苦労さまでした。

◇ 川口浩史議員

○藤野幹男議長 続いて、本日3番目の一般質問は、第9番議員、川口浩史議員。

〔9番 川口浩史議員一般質問席登壇〕

○9番(川口浩史議員) 日本共産党の川口浩史です。一般質問を行います。

初めに、広域路線バスについてであります。広域路線バスがこの10月から運行の変更を行いました。市街地を回る路線が新設され、平沢のスーパーマーケットに行くにも行きやすくなりました。このように便利になった一方、不便になった地域もあります。運行の変更はどのような考えで行ったのか、まず初めに伺いたいと思います。

2つ目に、高齢者の運転についてであります。交通事故死は年々少なくなってきている中で、高齢者の事故は増加をしております。高齢者の事故をいかに救うかが課題になっておりますが、事故対策について、町の考えを伺いたいと思います。

最後に、リバースモーゲージについてです。リバースモーゲージとは、土地を担保にして融資を受け、福祉サービスを利用できるようにするものであります。十分な蓄えがあれば、その蓄えで福祉サービスを受けることができますが、ない方にとっては、サービスを受ける気にならないものであります。そのため、このような制度があれば、サービスを受けることができるようになります。本町でも制度化していくということが必要ではないかと思えます。お

考えを伺いたいと思います。

以上3点についてご質問いたします。

○藤野幹男議長 それでは、順次答弁を求めます。

まず、井上政策経営課長。

○井上裕美政策経営課長 それでは、ナンバー1につきましてお答えをいたします。昨年の6月でございますが、イーグルバスから花見台線のバスを利用しながらの運行形態によりまして、約2,000万円としていた年間の経費が、実際はもっと上回っていると、イーグルバスとしては、全体で約1,600万程度の赤字が生じているということで相談に参りました。町といたしましても、イーグルバスからの提案で、当初の提案でございますけれども、年間2,000万円程度でできるとのことで始まった路線でありますので、町としては再考を促しました。そのところ、不採算路線の運行本数の減少が提案されてきたものでございます。

このことにつきましては、ときがわ町と共同でお願いしているということもございまして、ときがわ町の担当課とも協議を行いました。ときがわ町の提案といたしましては、日陰線が、ヤオコーバイパス店の前を通ること、今は小学校に回っているものが、菅谷小学校のほうに玉熊線が来て、バイパスを小学校のほうに回っているものが、ヤオコーバイパス店のほうに来て、最終的にパシオスの裏を通り、駅の西のほうに向かうと、そのようなバスの路線の変更をしていただきたいと。嵐山町からは、川島地区やむさし台地区、

こういった地区の皆さん方からの要望がありまして、そこからもヤオコーバイパス店のほうに行きたいのだというようなこともございました。こういったようなこともございまして、現在そしてこれからの高齢社会というのはどんどん進展しておりますので、嵐山町の市街地循環バスを試験的に走らせることを提案をしたところでございます。イーグルバスにおいても検討をしていただきまして、現在の路線になったものでございます。

しかしながら、こうした結果、ときがわ町役場の第2庁舎線、これが下り3本、上り2本、日陰線が下り2本、上り3本が減少いたしました。これについては、当然ときがわ町もご承知の上でございます。

また、循環器線におきましては、下り9本が3本、上り10本が3本と大幅に減少してしまいました。しかしながら、今後の持続可能なバス運営を助成するためにも、今回の変更はいたし方がなかったのかなというふうに考えておりますし、不採算路線の減少、これはやむを得ないと判断したところでございます。

本数が大幅に減少いたしました北部地区、あるいは路線が走っていない地区があるわけでございますけれども、こういった地区には今後、町長のマニフェストにもございますように、ダイヤモンド交通システム、これを導入することについて検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 次に、安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 高齢者の事故対策でございますけれども、嵐山町では、昨年の7月から交通死亡事故がゼロというふうな状況が続いております。小川警察署、過去データがあるだけ調べていただいたのですけれども、ゼロという年は今のところなかったというふうなことでございまして、議会の皆様はじめ多くの町民、あるいは団体の皆様方と交通安全キャンペーンの協力と、ああいったことがこれらにつながっているのかなということで、大変感謝をしている次第でございます。

県内で見えますと、議員さんおっしゃられるように、先週11月の26日現在で交通死亡事故が177人、昨年に比べると若干減っているようでございますけれども、議員さんおっしゃられるように、半数が65歳以上の高齢者ということでございます。それから、人身事故の件数を見ますと、県全体で26%、小川署管内で30%、嵐山町内では、実に3人に1人が高齢者にかかわる交通事故だというふうなことでございます。こうした状況から、一昨日から始まっている冬の交通事故防止運動、これも高齢者の交通事故の防止というのが重点目標に掲げられております。

原因を県警で調べたデータがございまして、それを見ますと、死亡された方の歩行者で7割、自転車走行で9割の高齢者が何らかの交通違反が原因となっていると。車の直前や直後を横断したり、あるいは自転車で一時停止をしないで交通事故に遭ったり、そういったことが原因だというふうに言われております。

嵐山町では、先月でございますけれども、小川警察署、嵐山町の老人クラブ連合会と連携して、高齢者の交通事故防止、それから振り込め詐欺の防止、この2つを目標に、これから連携して取り組んでいくという協定を締結をいたしました。この協定を締結した当事者が警察署のご指導をいただきながら、あるいは老人クラブ連合会と連携をしながら、議員さんおっしゃられるように、どうしたら高齢者の交通事故がなくせるか、これから協議をし、効果的な施策をこれから打ち出していきたいというふうに考えています。

以上です。

○藤野幹男議長 最後に、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 リバースモーゲージについてお答えさせていただきます。今リバースモーゲージについては、議員さんお話しのような内容でございます。現在嵐山町では、社会福祉協議会で長期生活支援資金ということで、これの準備の仕方、それにこの制度を使ってできるものがございます。しかし、今までまだ嵐山町ではこれを使った方はいないのですが、現にお住まいの不動産、土地を所有している高齢者の方が、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する場合、その不動産を担保にして生活資金の貸し付けを行うものです。そして、貸付期間というのは、貸付元利金が貸し付けの限度額に達するまで、それで、土地の評価額の7割程度、貸付額が月額で30万円以内、それで三月ごとに交付、償還期限が契約が終了した時点、貸付利率が年3%云々というような決まりでこういうふうになっているわけです。

が、この貸し付けの金額が高齢者の生活を支えるだけのもの、これ貸付限度額というのは月 30 万円とありますけれども、それと、土地の評価額は7割程度というのがあるのです。ですので、その7割程度のものを出して、それで月 30 万円ずつ入ってくるような形の設定ということは、嵐山町の土地の評価額からいたしまして、かなり広大なものでないとこれをクリアできないような状況だと思うのです。そんなことがありまして、嵐山町では利用者がいないということでございます。

それから、自治体というか、町で市でという話ありましたけれども、嵐山町ではやっておりませんで、社会福祉協議会のこの制度を利用しているということでございます。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) まず、広域路線バスについてであります。本数をちょっとご紹介しようと思ったら、課長からお話がありましたので、私のほうからその点は省きたいと思います。

それで、赤字だと言われると、なかなか私も苦しいなと思うのです。特に来年度は、今年度から比べて2億円ぐらい税収が減ることです。し、事業仕分けによる影響も出てくるのではないかという、今までの一般質問でもこういう方向がありますので、苦しい面はあるのですけれども、ただ町長は、交通弱者について理解を示す中で、ワンコインバスのことをお話されているのです。2期目の当選してここでのところでは。この交通弱者という

のは、市街地だけではなくて、当然農村部にお住まいの方も含めてのことだ
というふうに思うのです、町長のお考えというのは。そういう方のための外出
困難を改善するのだということでお話しされているというふうに私はとってい
るのです。そうすると今回は、今まで8本あったのが3本に減ったということ
なのです。循環器医療センターに行くのに、8本あったのが一遍に3本にな
ってしまったということなのです。時間帯お話しする必要はないでしょうけれ
ども、ちょっとほかの議員さんもいますので、9時台、11時台、3時台という
3本なのです。駅を出発するのは、9時台、11時台、2時50分。向こうに着
になるのが3時台ということで、やっぱり8本から3本に減ってしまったという
のは、ちょっと影響大きい、大き過ぎるというふうに思うのですが、そういう方
から私のほうに連絡があって、こういうことで質問しているのですけれども、
赤字の面当然考えなければいけませんけれども、やはり午前2本、午後2
本は走らせていかないと、バスを利用したくても利用できない状況になって
いるのではないかなと、いるというふうに思うのです。そういう点で、これ町
長のほうに伺いますけれども、1つは、課長からお話ありましたけれども、温
暖化を今後どうやって抑制していくかということで考えたら、自動車をやめて
公共の乗り物に乗っていただくというのが1つです。それから、この2番目の
高齢者の運転についても、こういうバスが便利であれば、自分で運転しなく
てバスに乗っていけるわけですがけれども、便利でなければ、どうしてもつい
自分の車に乗ってしまって運転をしてしまうと。そして、そこでまた事故に遭

ってしまうということにつながっていきますので、もう少し町長のほうにふやすお考えをいただきたいというふうに思います。

花見台まではぐっとふえました。だから、花見台までの方は便利になったのだということは言えますけれども、その先のことが問題ですので、ちょっとお考えを伺いたいというふうに思います。

それから、高齢者の運転についてなのですが、これにつきましては、今課長からお話がありまして、老人連合クラブと協定を締結したということで、今後の進み方で事故を減らしていくことになるというふうに思うのです。ただ、この前ちょっとテレビでやっていたのですけれども、どうしても、年をとってもプライドがあって、なかなか運転をやめられないというのがあるというのです。それもわかるような気がするのですけれども、ただ、どうしても年をとりますと、身体機能の衰えというのがあるわけで、私も、以前はこんな運転をする人ではなかったのになと思う人が、十分右を確認しないで発進してしまって、もう寸前に車が来てというのがありますので、やっぱり自分自身もそういうものを感じたときに、どこで運転をやめるかというのが、やっぱりそこを議論していかないといけないかなというふうに思うのです。個人差はあるとはいえ、やっぱり自分が気がついたときに積極的にやめていくような方向を、そういう協議の場で協議をしていって、そしてそれを広めていっていただきたいというふうに思うのです。ちょっとその点どのような協議を進めていくのかどうかお考えを、管理のあり方を伺いたいというふうに思います。

それから、リバースモーゲージなのですが、町長のおっしゃられたのは社協の制度で、これは土地の概算評価額が1,500万円程度以上ということであるのです。嵐山町でそのぐらいの評価となると、町長もおっしゃるようになかなかそういう人は少ないということなのです。

これも、私にある方から相談がありまして、その方は、昨年夫を亡くされて、子供もいないと。身寄りも、夫の兄弟がいるのですけれども、埼玉県ではないということで、土地をこのようなことで担保にして福祉を受けられる制度何かないかということでの相談を受けたものなのです。だけれども、社協ではあるのですが、その方も、あそこの土地ですと1,500万円にとてならないと思うのです。やっぱりこれを受けられない、これは使えないわけです、社協のは。

そこで私、昭和56年から始めているという東京の武蔵野市に電話で聞いたのですけれども、その土地の最低評価額、これはないそうです。何か3坪だか5坪だったか、そのくらいで相談もあって、それをやったかどうかちょっと覚えていないのですが、電話だったんで、そのくらいから相談あったらしいのです。その下限がないと、それから保証人もないと。条件としては65歳以上か障害者の中程度ということでやって契約を結んだということであるらしいので。

こういう私の相談者のような方には、遺言書を書いてもらって、お亡くなりになったときの土地の処分の仕方というものを書いてもらうのだということで、

市としては、貸したお金が返ってくればいいということなのです。というのは、土地については、別に市は欲しくないから、土地をどこに売ろうが別に構わないので、そのためにお金だけ返ってくればいいので、そういう契約を結ぶのだと。ただ、だから一人だと遺言状で、土地を売って返してくださいとかいう、そういう遺言状に皆さん書いてもらうということらしいのです。そうすれば、町としても損はないわけです。

絶対数としては、これは少ないと思うのです、こういう人は、嵐山町ぐらいでは。前議会でも、父子家庭の問題で人数のことをちょっと強調されたように私は覚えているのですけれども、少ない人数でも、きちんとやっていていただきたい。需要が多かったり、要望が多かったりしてやるのは当然ですけれども、こういう少ない人数の要望にもきちんとこたえていくというのも行政のあり方ではないかなというふうに思うのです。そういうことで、町として別に損はないわけですので、やっていていただきたいと思うのです。

ちなみに、武蔵野市では現在 20 世帯くらいしか扱っていないということでもあります。いかがでしょうか。もう一回お考えを伺いたいと思います。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 運転免許証の今議員さんおっしゃられるのは、自主返納制度のことかなと思うのですけれども、目や耳が衰えて反応も鈍くなって、そういった方が交通事故に遭う危険性は高いわけございまして、公安

委員会が中心となってこの制度が運営をされております。ただ、小川警察署管内では、まだ運用が始まってないというようなことをごさいますて、免許証を返納して、それにかわるものとして運転経歴証明書、これは公安委員会が進めている制度です。このほかに、町が単独で行うとすれば、住基カードを身分証明書のかわりに発行するという方法もあるというふうなことをごさいますて、新年度小川警察署、先ほど申し上げました高齢者、老人クラブ連合会とも話し合いをしながら、どうしたらこの制度が嵐山町で運用できるか考えてみたいというふうに思っております。

以上です。

○藤野幹男議長 最後に、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 バスの件ですけれども、1つここに数字があるのですけれども、午前2本、午後2本ぐらい最低必要ではないかということですが、なくなった時間帯、そのときの乗車人員というのがありますが、0.8人とか0.9人とか0.5人とかという人数のところをなくしたわけなのです。それで、1.8だとか、もっと乗って3.3だとか3.0だとかいうような形のところを利用していただくようにということで効率化を図ったと。それで、できるだけこの採算をとっていく。0.5とかというのは、いないわけですから、ですからそういうようなところを少なくした、なくして本数を、時間帯の便をなくしたということをごさいます。

いずれにしても、基本的には前から申しているように、少子化が進み、高

齡化が進みということですので、おうちに家族が何人かいる時代であれば、どこかお年寄りの人が出かけるという場合、車があれば、ではおれ行ってやるよというようなことで行けたわけですが、そういう状況にない家族環境が少人数のことになってきますと、出かけるといっても自分1人きりいなければ、大変すぐ困ってしまう。ですので、今おっしゃるように、何としてもこの足の確保というのはこれからの最大な課題なのです。ですので、前から話しておりますように、何とかこの足の確保ができるような方策がとれないかということで、町でも検討を進めているわけですが、過日、保守系の会派の皆様方が東北のほうに研修に行っていました。そして、その結果について報告をするから、町長も出て勉強してくださいということで、一緒に勉強とご指導をいただきました。その町に合った、市に合った形でそれぞれのところやっているわけです。それで、嵐山町でも今イーグルのバスが通っている。そして、有償運送というので社会福祉協議会もやっていますし、ほかの事業者もやっているわけですが、そういうものがあり、そしてタクシーがあり、というような中で嵐山町に合った方法というのはどういうのがいいのだろうかということ、これが一番難しいのです。それで、ワンコインというのも、これもやればすぐできるわけです、ワンコインなのだから。だけれども、今このバス路線を、今までの福祉バスをやめて、今の路線バスをやるのに2,000万円くらいでできるだろうと、それならこっちのほうがいいだろうという選択のもとで2,000万円で始めたわけですので、これをどこまでも広げられるかと

いう問題は、今の時点であるわけです。できればこの中であるいはもっと効率よくというのが願いですけれども、どこまでできるか、そういうものを検討しながらやっているわけですが、議員さんおっしゃるように、最終的には足の確保が全町でできるような形がとらなければいけないというふうに思っているのですが、現状でも、今のままだも便数が減ったというのではなくて、うちのほうにバスが通っていないではないかということも言われるわけです。こっちの將軍沢まで回してくださいとか、遠山来ていないよとか、いろんなところを、古里こっちまで来てくださいというようなことをいろいろ言われるわけですが、それもできない。それで、それをやるとやっぱりまた時間もかかってしまうわけですし、定期路線バスとして通勤、通学、そのほか病院に行くなんていうときは、なかなか使い勝手が悪くなってしまうわけですので、それもできない。

それで、何としてもということなのですが、この間保守系の会派の皆さん方行ってきたところのあれも、やっぱり一番多いのは病院に行くときに使うというのが一番多いのです。それと、嵐山町で今有償運送でやっている場合も、病院の薬、あるいは診察、こういうのが一番多いのです。ですから、そういうようなことを考慮に入れて、嵐山町に合ったものをできるだけ早く、財政とも相談をしながら、できるだけ早く導入ができればということで研究中でございます。

それから、リバースモーゲージについては、今いろいろお話ありましたけ

れども、そのところを処分をしてというと、すぐ処分ではないですからあれ
ですけれども、そういう形で提供して、それで生活をしていくわけですよ。
ですから、その生活ができる金額というのは幾らぐらいかというのがあるわ
けです。そうすると、例えば町であれするにしても、評価額の7割ぐらいとい
うようなことになってきたりとか、あるいはいずれにしても、何らかのものとい
うのは担保として出るわけですので、それに対してどれくらいになるのか。
何にもなくて、町としても、どこをやるにしてもなかなかできないのではない
か。

それから、今外人さん、土地をあれして預かるのだから、町は損しないよ
ということですがけれども、土地がこれからこういう少子化、高齢化の中でいつ
まで流動性というものが確保されるのかという将来的なことを考えた場合、
そういうような問題というのがあって、いろんな問題でやっぱり課題というの
はあるのではないかなというふうに思うのです。

ですから、そういうようなところをもしあれでしたら、これからもやっぱり検
討をしていかなければいけない問題で、これも高齢化の対策の一つでござい
ますので、おっしゃるように、大勢だからやらなければいけないとか、少人数
だからやらなくていいとか、そんなことを言っていますので、やっぱりこういうも
のも検討をしていかなければいけないというふうに考えております。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) バスの問題なのですが、ディマンドを検討している

ということで、ダイヤモンド交通が柱になれば私は結構だと思うのです。なくなってもいいと思うのです。ただ、そのダイヤモンドが今検討中で、すぐすぐできるということでもないわけですね。だから、当面の対策として、1日3本というのはいかがなものかということなのです。だから、ダイヤモンドが走るまでの間、これもう少し使いやすいものにしてほしいと。0.5人とか、そういう時間帯というのもあるでしょう。そういう時間帯に走らせても、本当に赤字になるのは、そういうのはわかっておりますので、ですからまるつきりもとのように戻してくれというのが私の質問でもないわけですね。もう一本ふやしてくれということでもありますから、その程度のいかがでしょうか、ご検討はいただけないでしょうか。今町長おっしゃったように、町民の足の確保というのは本当に大きな問題だということでおっしゃっておりますので、ちょっとそれを伺いたいと思います。

それと、リバースモーゲージなのですが、社協7割なのですが、武蔵野市は8割なのです。嵐山町と武蔵野市で土地の違いがありますから、一緒くたには、では8割でやってくれなんていうことにはならないのだと思うのですが、その点はよく研究しないといけないというふうに思うのです。検討するということでありましたので、これ答弁は結構なのですが、自宅で住むというのと同時に、福祉の施設入所も可能だというふうに聞いているのです。融資を、お金を受けるわけですから、借りるわけですから、それを何と何と何に使えるのだという、こういう契約を結ぶらしいのです。その契約の中

身の範囲内で、そして月々の使える金額が決まって、それはその人個人で自由に使えるということでもありますので、まるっきり自宅だけのサービスではないみたいでありますので、そういう緩やかなものも嵐山町としては検討していただければなというふうに思います。その件だけお願いいたします。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 バスを1本ふやしてくださいということなのですが、「はい」と言うのは簡単なのですが、これを現在の形にするにも、ときがわ町さんにも相談を申し上げるし、当然イーグルバスからのその要請もあって、それで、やっぱり今の赤字のままですと、本数を減らすということではなくて、存続自体もイーグルとすれば考えてくるようなことになってくると思いますので、それで3者で相談をして、この便数を減らすことに渋々応じたというのが状況のわけです。

それで、全くないわけではなくて、できればその0.幾つとか0.9とかというのが、ほかのところの3.8だとかというようなところに乗りかえをして、ほかの便を使うというような形ではできないものかなというふうに、逆にお願いなのです。そして、そのところをやっぱり便数がふえれば、逆なのです、ふえていけば、利益というか、2,000万円を出す分が余ってくるわけですから、そうすれば、もう一本ふやしたり、あるいはこのところを延ばしたりということはあるわけですが、逆に今もう縮むことだけになってしまっておりま

すので、何か話が湿っぽくなってしまいますのですけれども、利用者がふえてくれば、もっと便数をふやそうではないかと、こっちのコースもつくろうではないかという話になってくるわけですので、ぜひ今回こういうことで変えたものに当面ご協力をいただいて、それで、極力乗降客をふやすと。それは業者でも何ができるかというのありますけれども、この循環バスなんかをまだ知らない人もいるというような話もありますので、そういうものをより周知をして、大勢の皆さんに利用してもらえるような体制をとっていくとか、いろいろありますので、そういう面も検討していきたいと思いますが、当面この決めた線でご協力がいただければというふうに、こちらのほうからぜひお願いをさせていただきます。

○藤野幹男議長 どうもご苦労さまでした。

この際暫時休憩いたします。おおむね 10 分間。

休 憩 午後 2時45分

再 開 午後 2時59分

○藤野幹男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 河 井 勝 久 議 員

○藤野幹男議長 一般質問を続行いたします。

続いて、本日4番目の一般質問は、第7番議員、河井勝久議員。

〔7番 河井勝久議員一般質問席登壇〕

○7番(河井勝久議員) 第7番議員、河井勝久です。議長のご指名がいただきましたので、通告書に基づいて一般質問させていただきます。

私は、大きく分けまして2点について質問をいたします。まず、地方財源の問題点についてでありますけれども、きのう、きょうと多くの議員の皆さんがこの問題を中心に質問をしてまいりました。大方私の質問の中身については答えられているとは私も思っているわけでありますけれども、私の通告に基づいて質問を出したものですから、質問させていただきます。

まず、政府民主党の行政刷新会議は、事業の無駄をなくすために事業仕分けを始めて、既に終わっております。しかし、会議が進むにつれて、マスコミ等を含めて一部歓迎はあるものの、危惧すべき傾向があらわれているというのも、これもまた声としては出ております。無駄な公共事業の見直し、官僚支配の是正にはとどまらず、住民生活や、短期間で行っているわけでありますけれども、短期間、短時間ですね、行っているわけでありますけれども、民主党さんだけがここに入ってやっているという形では、議会軽視になっているのではないかなというふうに私は思っているのですけれども、議会制民主主義の破壊にもつながる可能性もあるというふうに思っております。乱暴な仕分けについて、町にどんな問題点があるのかお伺いしておきたいと思えます。

それから、事業仕分けの対象に地方交付税までが対象というふうになされ

ました。これもきのうからいろんな声が出ておるわけでありましてけれども、自治体と地域の住民が関連している問題であり、自治体の根幹にかかわるものだろうというふうに思っております。仕分けは、廃止、見直し、民間委託と分けられておりますけれども、とりわけ社会保障事業のこの中で後退があるのかどうかお伺いしておきたいと思っております。

それから、正しい政策を完結させると。今民主党さん出している、政府が出しているそれぞれの政策も、私どもはそれなりに正しい政策だというふうに思っているわけでありましてけれども、これ完結させるには、負担区分の問題があります。地方公共団体の円滑な運営を期するためには、国が進んで経費を負担するという必要があり、継続的事業では負担区分の割合をふやさなければなりません。自治体独自の単独事業にどんな問題が生じるのかお伺いいたします。

それから、自治体に押しつけられる財政問題の予算要求に関するもので、平成 20 年度の決算と平成 21 年度の予算の割合、22 年度の想定減額はどのように影響変化が出るのか伺います。これは必要資料だというふうには思うのですが、かなり多岐にわたりますので、私が聞くほうの立場で答えを先に言うてしまうのはどうかと思うのですが、かなりの範囲が多岐にわたると思いますので、私が質問した中で、これをやってしまうのはちょっと無理があるのかなというふうに思っておりますけれども、後で気がついたのでありますが、わかる範囲で答えていただければ結構です。

それから2番目としては、道路信号機の表示方式の変更を求めるものがありますけれども、国道254号線、嵐山バイパスです。平沢、志賀地区内が間もなく完成するだろうというふうに思っているのですけれども、既に志賀の町道2-16号線出口の交差点に信号機が設置されて稼働はしているわけでありまして、このバイパスの下り線からいわゆる小川町方面に向かって右折に対する時差信号、優先信号ですけれども、黄色の右折優先信号の表示がないために、右折に大変時間がかかって、それで渋滞にも今なりつつあるのです、なっています。これの不満が非常に出ています。今上りの1車線でありまして、これが片側2車線になりますと、2車線とも自動車が進むという形になりますと、右折で1台か2台しか無理しても曲がれないという状況でありますので、対向車との関係で大変危険になっております。交通事故を防ぐということでは、町も町を挙げてこの対策を立てているわけでありまして、右折信号機の時差式の信号機をぜひ設置をしていただくということを考えているかどうかお伺いしておきたいと思っております。

○藤野幹男議長 それでは、順次答弁を求めます。

井上政策経営課長。

○井上裕美政策経営課長 それでは、ナンバー1につきましてお答えを申し上げます。昨日、本日とお答えを申し上げているわけですが、行政刷新会議のワーキンググループの仕分けが実施された結果、町に影響があります事業につきましては、先ほどの清水議員の資料の中でお話を

申し上げたとおりでございます。その中で財政的に大きな影響がありますのが、下水道事業やまちづくり交付金事業でございまして、各自治体の判断に任せるということがどのようなことなのか、この結論によりましては、大きな問題が発生することは昨日来申し上げているとおりでございます。これらの補助金が仮にすべてなくなるとしますと、10億円単位での事業の見直しの必要が生じてくるであろうというふうに考えています。

(2)でございますが、国民年金や国民健康保険、こういったものにつきましては、今回の仕分けの中には含まれておりませんが、介護保険の介護予防事業の地域支援事業、これが縮減と判定されておりました、これが実施されますと、約135万円程度でございますけれども、国費が削減されると考えられております。その他につきましては、余り大きな影響はないのではないかとこのように思っております。

また、生活保護受給者の母子加算につきましては、12月から支給されるということでございます。

(3)でございますが、民主党のマニフェストの大きな柱の一つに、地域主権が掲げられております。地域主権を確立し、第一歩として地方の自主財源を大幅にふやしますということでありまして、地域のことは地域で決める、活気に満ちた地域社会をつくり出すということでございます。

また、ひもつき補助金を廃止し、基本的に地方が自由に使える一括交付金として交付するとともに、義務教育や社会保障の必要額は保障するとした

内容でございます。

こういった政策が確実に実行されますと、各市町村の単独事業に回せる一般財源が大幅に増加するわけございまして、これによりまして地域のニーズにも適切に応じられるわけでございますので、この施策については早急に実施していただければありがたいというふうに考えております。

(4)でございますが、先ほど議員さんがお話しいただきましたように、多岐にわたり無理があるというようなお話をさせていただきました。平成 20 年度の決算、21 年度の予算、これから編成いたします平成 22 年度の予算、これらに対比いたしまして変化を見出すことは、地方交付税やまちづくり交付金などの今後の動向、こういったことが確定していない中でありまして、大変申しわけありませんが、お答えすることが難しいことでございます。

しかしながら、ガソリン税の暫定税率の廃止、これが仮にあったといたしますと、道路特定財源の影響、これが約 8,000 万円ぐらいはマイナスになるだろうと。反対に子ども手当が実行されますと、児童手当の町負担分が約 2,600 万円ほど減少になることとなりますので、ほかの事業に振り分けられることとなります。現時点では、これ以外につきましては対比はできませんが、その点についてはご理解くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○藤野幹男議長 それでは、最後に安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 2番の道路信号機の問題でございますけれども、ご

指摘の交差点につきましては、本年の9月に信号機が点灯して以来、関係するホームセンター、それから志賀1区から改善を求める要望書が町に提出をされました。最近では、町民からの苦情も、電話でございますけれども、大変多くなっております。この場所でございますけれども、昨年6月に死亡事故も発生しております。現状を見てみますと、信号の黄色の時間帯に2～3台が右折するのがやっとというふうな状況でございます。大変危険な状況が続いているというふうに認識しております。

町といたしましては、小川警察署に対しまして、右折の信号機を早急に設置していただきたいというお願いをさせていただきました。小川警察署では、現在県警本部、関係機関と協議に入っているということでございまして、一日も早い設置に向けまして努力をいただいているというふうな状況でございます。

以上です。

○藤野幹男議長 河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) それでは、質問というよりは、意見のほうになってしまうのですが、ちょっとお聞きしておきたいことがありますので、やりま

す。

民主党政権、連立政権でありますけれども、一番今までと違うというのは、生活重視、これを争点にして政権ができたというふうでありますけれども、先ほども私も言いましたように、政策そのものの中にはよいとする、正しい政

策があるのだろうというふうに思っているし、あると思います。

これを、例えば国会の中で決定されて、法の施行だけではなくて、先ほども私の質問の中にありましたように、事態が完結されていかないだろうというふうに思っています。とりわけ負担区分と負担割合、これは国において徹底した財政的な裏づけ保証がないと、自治体段階では必ず後退するというふうになるのだろうというふうに思っているのです。地方財政法の第10条と第11条を見ますと、国と地方公共団体とが負担すべき割合は、法令、政令で定めなければならないというふうにされております。これ継続的にかかわる事業を100%国で賄われるものはほとんどないだろうというふうに思っているのです。必要な経費の国、県、市町村の負担割合があって、それによる負担割合があるのは既にご承知だろうというふうに思っていますし、今現実にはそうなっているわけでありませう。

例えば、社会保障制度の負担割合、母子家庭の自立支援給付事業、国が4分の3で、市町村は4分の1ですね。それから生活保護費、国が4分の3で、市町村が4分の1。放課後子どもプランの関係では、国が3分の1で、県が3分の1で、市町村が3分の1。また、先ほどからもお話が出ていましたまちづくり交付金でありますけれども、国が10分の4以内で、市町村が10分の6以上というふうなことです。

私は、新政権の政策が正しく決められて、国と自治体の負担割合までこれを問題としなければ、自治体の市町村の負担割合を縮小する、または負

担をなくしていかないと、極めて市町村にとっては財政を圧迫することになるのではないかなというふうに思っています。

高校の授業料の無償化、これも出ていました。個人にはなくなるというふうなマニフェストを見ましても、それが国会の中で通ったときに、具体的に私としては本当に高校の授業料が無償化なるのかと、なったとしても、これが負担割合に一回取り入れられてしまうと、当然市町村というのは、これはもうその負担がふえてくると思います。

それから子ども手当、これについては10分の10、100%持ちますよということに言われましたけれども、そうすれば大歓迎です。私も大歓迎なのですけれども、これもし案分だったら確実に負担はふえてきます、自治体は。

保育料、保育所の無料化となると、基準額で国が4分の3ならば、市町村は4分の1と、国が2分の1なら市町村は2分の1、すると幾らになるのでしょうか。まだこれは予算でわかりませんけれども、私も金額はわかりませんけれども、負担割合が変わると、自治体の持ち出し額は大きく異なってくるのだらうというふうに思っているのです。今の町の財政では、区分や負担割で大変厳しくなるだらうというふうに思いますけれども、この辺はどうなるのか、ちょっとお伺いしておきたいと思います。

それから、私は財源の確保というのは、きのうからも長島議員何度も質問をしていましたし、きょうの清水議員の中にも出ていましたけれども、私とすれば、取れるところから取らないとおかしいというふうに感じているわけで

す。新政権も、これは静観しているところがあるのです。証券優遇税制、大企業減税、それから富裕層の優遇税制、これらの問題について静観しているわけでありませけれども、私は当然廃止、見直しをすべき、このところも見直しをすべきだろうというふうに思っています。ただ削るだけがよいということではないだろうというふうに思っているのです。税収の上がることで地方交付税や交付金につながり、負担割合も軽減されることになっていくのだろうというふうに思っていますので、このことを私としては表明して、ご質問に答えたいと思います。

○藤野幹男議長 それでは、答弁をお願いいたします。

井上政策経営課長。

○井上裕美政策経営課長 お答えいたします。

お話にありましたように、国の補助金あるいは負担金、そういったものの負担区分ですとか負担割合、こういったものが、負担割合が多くなれば当然市町村の財政を圧迫するのは明らかでございます。しかしながら、先ほどちょっと申し上げましたように、民主党政権の中では、そういったものは、市町村の問題につきまして、事務事業の権限と財源を大幅に移譲するとしておりますので、権限だけではなくて財源も移譲するというところでございます。仮に、負担割合が10割になったら10割分の財源を移譲するというふうに、私のほうは理解しておりますので、これからそのそれぞれの今嵐山町に負担金、補助金の関係で国、県からたくさんのもが入ってきておりますが、それぞ

れに負担割合、負担区分違うわけでごさいますて、それが今後どのようになるかというのは、先ほど議員さんおっしゃられましたように、わからないわけでごさいますので、現状でいけば影響はないわけでごさいますけれども、それが国なり県なりの負担が少なくなるとすると、当然町にも影響し、町の一般財源の持ち出しが多くなるということでごさいます。

繰り返しになると思いますけれども、そういったことはないというような形で、民主党といいますか、政府は考えていらっしゃるようでごさいますので、そのようなことがないように町のほうでは願っているということでご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○藤野幹男議長 河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) そういう政策の中でそう出している、そうならないこともあるのだろうというふうに思っているのです。そうなってくると、マニフェストに書いてある問題についても、負担割合だとか何とかでは、当然そうやってきたら町の財政というのは大変厳しくなるだろうというふうに思っているのです。そのことだけ指摘しておいて質問を終わります。ありがとうございました。

○藤野幹男議長 どうもご苦労さまでした。

◇ 松本美子議員

○藤野幹男議長 それでは、続いて本定例会最後の一般質問は、第12番議員、松本美子議員。

〔12番 松本美子議員一般質問席登壇〕

○12番(松本美子議員) 議席番号12、松本美子、議長のご指名がありましたので、大きく分けて2項目、一般質問をさせていただきます。

1項目めですけれども、農業政策についてお尋ねをさせていただきます。農業者にとりましては、高齢化とともに農業離れが続き、非常に厳しい情勢と状況が続いている状態でございますが、農業は、食料の生産をすることだけではなく、食の安全、あるいは地産地消、食料の自給率の向上、または自然環境の保持をする産業とも思われます。商業、工業、観光と農業が一体になりまして生かして、これらをどのようにいくのか、連携を図ることをお尋ねをさせていただきます。

①になりますけれども、そういったただいま申し上げた中で、自然環境資源が嵐山町には非常に多いわけですが、これを生かし、商工、観光、農業等で融合をしっかりと図り、また試みて、バーベキュー場のすばらしい場所もありますので、そこでの定例のイベントができないか、お伺いをまずさせていただきます。

続きまして、後継者問題でございますけれども、これはスムーズには解決するというふうには考えておりませんが、厳しい後継者不足、ある

いは担い手不足のこの2点につきましての町での研究会、あるいは研修会
は行われ、または、それらを農業者、町民へどのようにアピールをして実施
をなされているのか、お尋ねをさせていただきます。

③になりますけれども、給食センターが待望の完成ということも間近でござ
いますが、食の安全と自給率の向上をぜひ目指しまして、それにお米の
消費拡大ということも考えられますけれども、現在では3回ということで実施
のようでございますが、さらに22年度より米飯の回数がふやせないかふや
せるか、方向性をお尋ねをさせていただきます。

④になりますけれども、非常に原油の高騰等で、それぞれが施設農家あ
るいは園芸農家はハウス栽培等が行われておりますので、非常にこの辺の
方たちは特に厳しい状態に置かれていくのではないかとこのように考えてお
ります。まず、これらを担う農家の件数や、原油高騰によります影響がどの
ように現実ではかかわってきているか、お尋ねをさせていただきます。

⑤になりますけれども、米の消費量が現在減少する中で、米の過剰な作
付が全国では10万ヘクタールほど行われておりまして、これが解決してい
かないと、なかなか米の価格の安定というところまではこぎつけないという
ふうに今考えられておりますが、非常に20年度につきましては厳しい強化
の生産調整等がありまして、減反をやむなく行い、お米がつかれなくなったと
いうような現実が起きておりますけれども、これの減反につきましての補償
制度はどんなふうになっているのか、お尋ねをさせていただきます。

次のページになりますけれども、ナンバー2ですが、町民の健康についてお尋ねをさせていただきます。①ですけれども、現在実施中でございますが、特定健康診査が昨年の20年度から、国の医療制度の改革によりまして、各自治体に保健計画策定が義務づけられまして、これは内蔵脂肪型の肥満型の早期発見と改善ということが目的というふうに承知しておりますけれども、また各医療保険者にもこれらが義務づけられたわけでございますが、実施の状況をお尋ねをさせていただきます。

それと、次のところに集団、個別検診というふうに書いてありますが、これは字数が少し足りませんで、集団検診の中の住民検診と婦人科検診というふうにご理解をしていただければと思っておりますので、よろしく願いを申し上げながら、質問をさせていただきます。

これにつきましては、現在実施されておりますけれども、集団でその日にち等の日数的なものが少し短いのではないかなというようなご意見も聞かされておりますし、これがもう少し長期的に日数をふやしたり、あるいは休日の考えを今後行えるようにふやすことができるか、あるいはそれに伴う負担とかいろんなものが出てきますけれども、まずは休日、あるいは日数の長期設定の考えが当町のほうにあるか、お尋ねをさせていただきます。

②ですけれども、後期高齢者の医療制度によりまして、保険料負担、あるいは介護保険料と合わせますと1万円ぐらいいを超えている額となって、非常にその辺のところの厳しいというようなご意見等もかなり聞かされております。

すので、質問をさせていただいておりますが、これはやはり町民そのものに制度が正しく理解をされていないという部分もかかわってくるのかなと思っておりますので、ここの解決をしていただき、もう少し周知徹底を図ったらいかがでしょうかというふうな意見と、もう一つは、低所得者の方には軽減の措置とか、あるいは徴収猶予とか、減免の規定とか織り込まれておりますけれども、これは広域連合ということでございますので、町単独での減免の考え方があるかといいますと、いろんな問題があるというふうにお答えされてしまうのかなというふうにも思っておりますけれども、あえて町で単独では減免の制度ができないものか、お尋ねをさせていただきます。

③になりますけれども、AEDが各公共施設には設置をされてきておりまして、万が一のときには非常に便利だというふうにも考えられるわけですがけれども、この設置につきまして、町民へはまだまだ末端のところまでは、どこに設置されているというところまではっきりとわからない部分があるというふうにも聞いておりますので、再度周知等ができないかということをお尋ねをさせていただき、やはり設置がされておりましたも、定期的なるAEDの講習会というようなものがきちっとされまして、各自が講習を受け、それが万が一のときにかさっと実施ができなければ、単なる設置だけにすぎなかったというふうにもなるかなというふうにも考えますので、その講習会、あるいは公共施設への設置、そのほかへの設置の考え等も出てくるかなというふうに思っておりますので、お尋ねをさせていただきたいと思っております。

以上、よろしく願いをいたします。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

まず、水島産業振興課長。

○水島晴夫産業振興課長 それでは、ナンバー1の農業政策についての1番、2番、4番、5番についてお答えをさせていただきます。

まず、1番のバーベキュー場での定期的なイベント等の関係なのですが、けれども、バーベキュー場の運営につきましては、今観光協会のほうにお願いをして行っている状況です。それで、観光協会のほうでもいろんなイベントを、春には桜まつり等、秋には嵐山まつり、それから東部鉄道等のハイキング等に関してもその接待とか、いろんな事業をしております、またさらに理事の皆さんにボランティアをお願いしているような状況で、さらに定期的なイベントといいますが、これ以上皆さんに負担をかけるのもなかなか難しいのかなというふうに考えております。それで、今行っているものについて、あと観光協会の会員さんを中心に、なるべくそういうイベントのときに参加をしてもらうような呼びかけをしてやっていければというふうに考えます。

それから、2番の農業者、後継者等の関係なのですが、これにつきましては、今営農推進委員さんを中心に営農相談会を、7月から11月まで月2回ずつ、10回ほど実施をさせてもらって相談等を受けているような状況です。それで、その相談会には、東松山の農林振興センター、また農協さん、それから産業課の職員も参加をして実施をしております。それで、この

相談会で今回新規に農業をやっていききたいという方で3名の方の相談、それからあとは今実際に農業の担い手さんとの相談で39名の方の相談をこの10回の中で受けております。今後もそういう形で相談については続けていければということで考えております。

それから、次の原油の高騰等の関係ですけれども、これにつきましては、19年度のとくに同じようというか、特に19年度のとときには原油が高騰し、その関係で助成をさせていただいております。そのときには、花卉の栽培、花等の栽培の方の6件、またイチゴの方の栽培等で1件の助成を行いました。

それで、今年度につきましては、まだ暖冬というか、暖かい関係でまだそれほど灯油というか、火を使わなくても済んでいるというような話を伺っておりますので、今のところはそういった助成等については考えておりません。

それから、次の5番の米の消費量の減少というか、過剰作付等の関係ですけれども、議員さんおっしゃられますように20年度については、19年度まで過剰作付が多くて、農林省のほうで出している生産目標になかなか追いついていなかったのですけれども、20年度のとくに緊急対策として5年間生産調整を行う人については助成金を出して一部実施を、過剰作付を防ぐための対策がとられております。

それで、埼玉県の場合ですけれども、19年度の過剰作付が4,149ヘクタール、それで20年度については2,815ヘクタールになっております。そ

れから郡内、比企郡の状況で、19年度の過剰作付が236ヘクタールで、その国の緊急対策によって20年度には76ヘクタールの過剰作付になっておりました。それで、嵐山町につきましては、実際の生産目標よりも実際の作付が若干、19年度でいいますと、生産目標が183ヘクタールに対して、実際の作付が170ヘクタールで、100%には、13ヘクタールまでもっと作付の余裕があるというか、そういう状況でした。

それで、20年度につきましては、188ヘクタールが生産目標で、実際の作付の面積が169ヘクタールで、19ヘクタールまでまだ余裕がある状況でした。それで、嵐山町につきましては、ブロックローテーションで今までやってきていますので、その辺の作付については特に厳しいというような状況ではなかったのか、特に厳しい、もっと生産調整しなさいよとかということは、特にありませんでした。

それで、生産調整につきましては、嵐山町の水田農業推進協議会のほうで引き続いてブロックローテーションでやっていくというような方向で、全員の協議会の中では決められて進んでおります。

それからまた、来年度から米の販売農家に対する戸別所得補償制度が始まるということになっていますけれども、まだ現在のところはなかなかはっきりしたものがこっちへ国のほうから指示が来ているわけではないのです。今後国の動向を見ながら農業者に有利な形での情報提供をしていければというふうに考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 次に、小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 それでは私から、1の③につきましてお答えをさせていただきたいと思います。

議員さん、農業政策の見地からということで、食の安全と自給率の向上、そして米の消費拡大というふうなことでお話がるるあったわけでございます。教育上の見地からも、ちょっと私どもの立場として申し上げてみますと、米飯給食の導入と、この件につきましては、食事内容の多様化を図ると、さらには日本型食生活や食文化の伝承という観点からも、有意義だというふうに考えておるところでございます。

こういった中で、私どもといたしますと、米飯給食の回数を今ふやしてきたわけでございます。具体的に申し上げますと、平成20年の1月から、週2回というのを2.5回にふやしました。それから、本年の4月から、この2.5回を週3回ということでふやしてきたわけでございます。センターの完成を期に、この3回をさらに回数をふやしてはどうかというご提案でございます。3回にして、約8カ月というのが経過したわけでございます。という経過期間もでございます。

それからもう一つ、県下のいわゆる米飯給食の平均回数をちょっと申し上げてみますと、週2.9回というようなことでございます。こういったこともございますので、もう少しこの回数でやってみたいというふうに考えておるとこ

ろでございます。

以上です。

○藤野幹男議長 次に、中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 それでは私のほうから、ナンバー2の町民の健康について、①の特定健診に関する部分、それから②の後期高齢に関する部分をお答えをさせていただきます。

まず、①についてでございます。特定健康診査の実施状況でございますが、平成21年度につきましては、現在もちよつと実施中でございますので、申しわけございませんが、20年度の実績ということでお答えをさせていただきます。

まず、20年度の目標率は30%の受診率でございますが、それに対しまして32.7%、1,237人の方にご受診をいただきました。ちなみに20年度の全国の市町村国保の全国平均受診率は28.3%でございますので、それよりは4.4ポイントほど上回ったという結果になっております。

次に、実施体制でございますが、本町におきましては、医療機関で受診をしていただくという個別検診で実施をいたしておるところでございます。

また、実施期間でございますが、20年度につきましては、6月から8月までの3カ月間で実施をいたしましたが、21年度につきましては、7月から12月までの6カ月間ということで延長いたしまして実施をしているところでございます。

次に、②についてでございますが、後期高齢者制度につきましては、松本議員さんご指摘のとおり、制度開始当初から、ちょっとわかりにくいという声がありました。また、その後も保険料の軽減の特別対策の実施、特別徴収から口座振替への選択制の導入などの見直しが行われまして、より一層そういった感があるのではないかというふうに考えております。

こういった制度の周知につきましては、大きく2つの方法があるというふうに考えておりまして、まず1つは、広報への掲載やパンフレットを配布することなどの一般的な広報の方法、それからもう一つは、その対象となる方への個別的な案内通知及び電話、あるいは訪問等による周知方法でございます。特に後期高齢制度の周知につきましては、この第2番目の個別的な対応というのが非常に重要ではないかというふうに考えておりまして、今までも制度改正の際には広報への掲載と同時に、その対象となります方へは町独自の説明書を作成し配布するなどの対応を図ってまいりました。

また、滞納などがあつた場合につきましては、制度理解が得られていないのではないかと見受けられる方には、滞納通知を直接送るのではなくて、再度納入についてのご案内をしたり、あるいは必要に応じては電話連絡をしたり、訪問などをしてご説明した上で納入をしていただくというようなことも実際にやっております。

特に、この中でも保険料の軽減というご質問がございますが、この保険料の軽減につきましては、保険料の納付通知書の中に、その軽減の内容、

それをお知らせいたしております、またその決定通知書の中には、その方の軽減額を記載をいたしております。それを見ていただきますと、実際自分がどれだけの軽減を受けているのかというのは見ていただけるといような形になってございます。

ただ、まだまだ制度に対するご理解が十分に得られているというふうには考えておりません、議員さんのご指摘のとおり、今後もこういった減免制度、あるいは徴収猶予の制度、こういったことも含めまして、機会をとらえて継続的に周知を図るように努力をしてまいりたいというふうに考えております。

もし議員さんの周りの方でこの制度を知りたいと、あるいは自分のあれがわからないというようなことがありましたら、こちらからご訪問してでも説明をさせていただきますので、ぜひお気軽にご連絡をいただきますようお願いできればというふうに考えております。

それから、次の町独自の減免制度の考え方についてでございますが、こちらにつきましては、議員さんのご質問の中で、もう私がお答えしようかなと思っていたことをすべてご質問していただいたような感じでございますが、今お話がありましたように、後期高齢者医療制度の運営主体は、県単位の広域連合でございまして、広域連合として県内の統一した保険料率をはじめ、ご質問にもありました徴収猶予や減免基準、こういったものを定めて運営を行っております。こういった中で、町独自の減免制度を別に設けるということ

は、サービスの不均一化にもつながりますので、現在ではそういった考え方は持っておりません。

以上でございます。

○藤野幹男議長 次に、岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 私のほうからは、2番の①の中の集団検診につきましてお答えをさせていただきます。

現在町で行っております集団検診につきましては、先ほど議員さんからのお話もございましたけれども、住民検診と婦人科検診がございます。住民検診につきましては、今年度4日間の日程で実施をいたしまして、そのうちの1日は日曜日を設定させていただきました。

また、婦人科検診につきましては、今年度、0.5日を追加させていただきました。2.5日実施をしておりますけれども、こちらにつきましては、休日を組み込んでおりません。それといいますのは、婦人科検診につきましては、個人検診を実施しておりますので、平日来られない方は土曜日にも受診が可能ではないかということで、特に休日を入れていないというのが現状でございます。

いずれの検診につきましても、定員をかなりオーバーをして行っているのが現状でございますので、担当課といたしましては、来年度はできることならば住民検診につきましては1日追加をしていただき、婦人科検診につきましてはあと0.5日ふやしまして、さらに受診しやすい環境を整えてまいりた

いというふうに考えております。

よろしく願いいたします。

○藤野幹男議長 最後に、安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 それでは、AEDにつきましてお答えをさせていただきます。

設置状況でございますけれども、町内の公共施設、町の公共施設です、12カ所、それから町以外の公共的な施設、これは6カ所、合わせて18カ所でございます。

それから、町民への周知ということでございますけれども、大変大切なことでございまして、町では今年の2月の広報紙に掲載をしたところです。

このほかに、広報紙を見るというのは、緊急事態に見るってなかなか大変なことですけれども、今埼玉県で携帯電話やパソコンからアクセスをして、県内約7,000カ所のAEDの設置場所を検索できる、GPS機能もついていますので、地図とともに設置場所を検索できるシステムというのが運用されておりまして、この情報を町では広報紙に掲載をいたしまして町民にお知らせしたいというふうに考えております。

それから、講習会でございますけれども、平成17年の6月から救命講習会が始まりまして、消防本部では今、月4回のペースで実施をしております。役場の職員、それから消防団員、ほぼ全員受講を終えました。町民の方も相当数受講しているものと思われまして、この講習会につきましては、1度受

講すればいいということではなくて、知識や技術を繰り返し勉強するというふうなことが大変大事でございまして、この講習会につきましても、今度は自主的に講習会に参加できるよう町では推進をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12番(松本美子議員) それでは、再質問をさせていただきます。

まず、農業政策の関係なのですけれども、ご答弁の中にも、研修会とか講習会等は実施をなされてきたというふうなあり、3名の方が新しく農業参加者がいたというようなお話がありましたけれども、この講習会は今後ともまだ続けて行い、新たなる農業者を発掘ですか、発見でしょうか、していくというようなご計画がありますでしょうか、お聞きをいたします。

それと、バーベキュー場の自然環境を私生かして、ぜひ商工観光で、あるいは農業で融合しながらやられたらいかがでしょうかというふうな質問をしたというふうに思っておりましたけれども、現時点では観光協会がなされているというようなことですが、それは私も承知はいたしておりました。ですけれども、それだけではどうもまだあそこは非常に町としては、町のある面では観光スポットかなというふうにも考えておりますので、この3つの商業、工業、観光課、あるいは農業関係が一体になって、もう一度そこでの定例的なイベント、あるいはそのほかのいろんな催し物ができる方向へ進められな

いかというふうに第1回目では尋ねたつもりだったのですけれども、2回目につきまして再度お尋ねをさせていただきますが、なぜこういうことを私申し上げるかという、やはりなかなか嵐山町も単発ですか、そういうものでは年間通していろいろなことがある程度行われているというふうには理解はいたしておりますけれども、あれだけのいい場所がありますから、それで夏場につきましては、かなりバーベキューでしょうか、あるいは水遊びでしょうか、そういうようなところに人もいっぱい来ておまして、にぎわっております。

そういったことを考えますと、それで地域の農産物にしても、あるいは生鮮食料品にしても、いろんなものがあの場所でもう少し拡大消費をしていただけの方角をとっていかないと、なかなか農業に携わっている人たちは特に生活が成り立たないと、そういうふうに今考えてもおりますし、それと同時に後継者の関係とも、担い手の関係も全部つながってくるわけですけれども、それを考えまして、商業あるいは商工業の観光、あるいは農業者の皆さんでもう一度考え方を1つにしてできないかということ。

それに、冬場ですか、今閉鎖になっているのだと思うのですけれども、特に春とかから夏ごろについては、今申し上げたとおり、にぎわいでかなりあそこへは集客ができていますというふうに感じていますが、それにプラスあそこでの消費を拡大と今申し上げましたけれども、それでしたらば、秋から冬にかけて、川ですから寒いというようなこともあるとは感じています。

ですけれども、あそこには大平山というようなものも立派なものがありま

すから、かなり春は桜というような話もしたとおり、課長から答弁いただきましたけれども、反対に秋の紅葉というようなものもありますし、これからはライトアップ的なものもあつたりいろいろしてきて、春は春で新緑もあるでしょうけれども、そういうものも随時事業計画の中の念頭に入れまして、それと同時にそこで消費していただく。例えばですが、近隣の市町村でも行っているようですが、すいとんの祭りであろうが、あるいは、ほうとう祭りだかいろんな、芋煮会だかわかりませんが、そういうようなものを商工観光、あるいは農業者の皆さんで1つになりながら、定例的なイベントが行えないかということをお尋ねがしたかったので、もう一度申しわけないですが、ご答弁をいただき、まちづくりとまちおこしの活性化に向けて、町長のお考えは、それはどんなふうに考えているのか、お尋ねをさせていただきますけれども、その後も結構ですが、課長さんに先にお尋ねをさせていただきます、課長で検討というお話が出たというようでしたら、町長のほうからご答弁お願いいたします。

それから、後継者の問題、担い手の問題なのですけれども、先ほど、今も質問の中にも入れましたけれども、若い新たな後継者ができてこない、農業はますます後退をし、廃退していくのではないかというふうな心配等がかなりあるわけで、現在も耕作放棄地等も多くなってその復活をというふうに町のほうも考えまして、助成金等も出しながら行っていますけれども、こういった方たちが、いろんな研修会、あるいは講演会ですか、そういったよう

なところに参加ができるように、町では余り、これは町内でしたら別ですけども、町外のほうへも行かれるときもあると思いますのでお尋ねしていますが、町独自でこういった後継者を、担い手不足を解消するために支援といましようか、そういったようなものを考えておりますか、それとも、今後は考えていくことができますでしょうか。そういったところまで踏み込まないと、なかなか後継者もできませんし、若い方たちはなかなか農業のほうに入ってくることも少ないかなという、そういう政策を町独自でつくったらいかがでしょうかというふうに思っていますけれども、これは町長さんにお尋ねしたほうがよろしいですか、担当課よりも。そういうことで、町長にお尋ねをさせていただきます。

それと、給食の関係ですけども、現在3回行われて、県の平均よりも嵐山町は上回っているというようなお話でしたけれども、非常に米農家にとりましては、農業に携わっている者といたしましても、喜ばしいことだというふうに思っております。

そういった観点からお尋ねをさせていただきますけれども、これはお米を週3回お使いになりますと、例えば1回、あるいは年間でも結構ですけども、どのくらいの消費の関係になってくるのか、お尋ねさせていただきます。

それと、2回から3回とふえてきて、なおかつ私はまだふやしたらどうですかというふうな提案ですけども、またそれには給食を食べる生徒の考え方等もあるかなというふうにも思いますので、ふやした分、生徒さんの反応、あ

あるいはご意見、そういうようなもの、あるいは保護者の考え方とかいろいろあるかなと思いますけれども、その辺把握ができておりましたら、お尋ねをさせていただきます。

それと、続きまして原油高騰の関係なのですけれども、19年度は非常に上がりましたので、花卉グループの助成に助成金等を出したことがあるというようにご答弁でしたけれども、こういう原油高騰で世の中が非常に厳しいという形がこれからも起きないというようなことはどなたにもわからないというふうに思っておりますので、あえてお尋ねをさせていただきますけれども、なかなか野菜とか園芸のハウス農家は、非常にこういうふうになりますと厳しさを感じているわけです。

そういった中で、ぜひ町でもこれは補助事業対象になっておまして、花いっぱいのようなものもやっているわけです。そういった中で、この花いっぱい事業は、園芸ハウスの花卉グループの方たちはどのくらい参入をいたしているのか。あるいは、全然していなくて、花いっぱい事業のほうの関係の人たちだけで栽培をし、補助金等で町をきれいに花を植えたりしているのか、1点はお尋ねをさせていただきます。

それと、この植えかえにつきましては、町内は2回でよろしいでしょうか、あるいはロータリーが3回になるのだから、その辺もはっきりした視点をお願いをします。

なぜこういうふうな話を聞くかといいますと、やっぱり園芸ハウスももうな

かなか、もし参入をしているということになりますと、非常に原油等が上がりますと、ますます大変になるかなという観点から尋ねておりますので、よろしくご答弁をいただければと思っております。

それと、原油高騰になりますと、ハウスでの栽培が大変だということにながってきますと、私は、考え方ですけれども、町の花と木というものがありますけれども、町は花はツツジだというふうになりまして、意外と町内にも植わっているところも見受けられますが、これはツツジというものは、なかなか今貴重品というふうに、なそうですが、サツキなんかも随分植わっていますから、そういったサツキへの転換を考えていくのも一つの策ではないかなというふうにも思っているわけですが、お尋ねをさせていただきます。

こういうふうな転換をしなくても、原油高騰のときは、町の対応で助成金をしっかり出していきますから、心配しなくても大丈夫ですよということであれば、そのようにご答弁がいただければと思っておりますので、よろしく願いします。

それと、米の生産調整の件なのですけれども、町全体ではブロックローテーションで実施だということは、私も農家も多少ではありますがやっていますので、しっかりと理解はしているつもりなのですけれども、その反面、ブロックローテーションに加わっている方は、必ずお米もつくらなくてはならない。自分で食べるお米すら減反という形になると、減反の対象になったところ以外で、田を持っていてつくっていればいいのですけれども、ないという方もい

るわけです。そうした場合には、ブロックローテーションだから実施ですよということになると、いやが応なく実施するはずですが、それには減反補償も来ますけれども、そういった中で、それは政策ですから仕方ないと言われれば仕方ないのですけれども、自分で食べるお米ぐらい自分の田んぼでつくりたいなというような考え方が農家にはかなりあります。それを踏まえてお聞きしているのですけれども、その辺の対応策、話というか、そういうものは出なかったのか、出ていないのか、会議のときはお尋ねをさせていただき、また個別的にブロックローテーション外の人、農家ではやっている方もかなりおります。そういった人たちへの減反に対する考え方、あるいは減反のやり方、そういうものは実施しているのか、していないのか、お尋ねをさせていただきます。

それから、次のページになりますけれども、町民の健康の関係なのですが、特定健診の参加の人数をちょっとお尋ねしておきたいなと思っていたのですけれども、1回目のご答弁をいただきましたので、そういうことでこれからもますます受診者がふえまして、健康で皆さんが町民の方がいられるように、いろいろなパンフレットでしょうか、そういうものには引き続き載せていただくというお話でしたから、よろしくお願ひしたいと思っています。

それと、集団の関係で住民あるいは婦人科検診の関係なのですが、これを受けたために、やはり残念ながら再検査というような形にもなる方も結構多くなってきていると。それが早期発見と早期治療ということになって、

喜ばしいことにはつながるといことになるのでしようけれども、これはどの程度の方が、全体的なパーセントでも結構ですけれども、いらっやるのか、町では把握がしてあるのか、お尋ねができましたら、ご答弁ください。

それと、日数の関係で、町のほうでも早速考えていらっやるというようなご答弁がいただけましたので、よかったなというふうに思っております。ぜひとも受診をする方につきましては、日にちの長いほうが、お仕事とかいろいろ持っておりますので助かるなというような考え方がありますので、婦人科検診の関係は、特に女性ですので、私もお願いをしたいと思っておりますけれども、これを担当課のほうでは来年度から実施ができることならしたいというふうなご答弁だったかなというふうに思っておりますけれども、町長さん、これは来年度予算組みのほうはいかがでしょうか、ご答弁いただければと思っておりますけれども、お願いいたします。

それに、後期高齢の医療の関係なのですけれども、これは保険料が非常に厳しくてなかなか納めるのが大変だという観点から伺っているのですが、この中には、滞納で納められないけれども、どうしようかというか、そういったようなお話も出てきているかなというふうに思っておりますが、その辺を1点。

それと、所得の少ない方には軽減とか、あるいは猶予とか、いろんなものがあるようですけれども、これらに該当する方たちはどの程度かいらっやるのか、もしわかりましたら結構ですけれども、お願いができれば聞きた

いのですけれども。

そういった方たちが、所得が低い方がこれからはふえてくるかなというふうにも私感じているのですが、これは先ほどご答弁の中にも、私の質問のほうにも、広域連合なので町単独では非常に難しいのだというふうに、減免の関係は答弁されてしまったのですけれども、その考え方は、やはり町長に聞いても同じでしょうか、町長さん。でも、お聞きしますから、お願いします。私、これは町単独でもぜひやっていただくほうがよろしいと思っていますから、お尋ねします。

それと、AEDの関係なのですけれども、全部で18カ所ですか、今設置がされているということですが、これは使わなくて、本当にいいということなのですが、設置後には、残念ながらこれを使用した経過がありましたでしょうか。

それと、公共施設だけだと少し各町民の方たちは遠くて、万が一のときに間に合わないやというようなこともあるわけです。ですから、もう少し各区のほうへ対応の考えが、町では助成金でしょうか、この関係で、もし設置したい、区の公民館もありますし、そういうところへというような要望でしょうか、そういうものが今後出てくる可能性もあると思いますので、方向性がありましたら、町の方角を聞かせていただきたいと思います。とっております。

以上、よろしく願いいたします。

○藤野幹男議長 この際暫時休憩いたします。おおむね 10 分間。

休 憩 午後 4時07分

再 開 午後 4時23分

○藤野幹男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

既に再質問が終わっておりますので、順次答弁を求めます。

まず、水島産業振興課長。

○水島晴夫産業振興課長 それでは、再質問にお答えさせていただきます。

まず、1番のバーベキュー場の活用ですけれども、商工農で融合した試みでイベント的なものができるかということなのですけれども、バーベキュー場につきましては、今現在、3月の中旬にオープンをして11月末までがバーベキュー場のオープンの期間としてやっているわけですけれども、それで、今現在は紅葉のシーズンというか、12月の中旬ぐらい、紅葉が終わるまでは今臨時的にオープンをして実施しております。

それで、今年も紅葉の時期にかなりのお客さんが入っております。日曜日になると300台ぐらいの車が入って、土日、日曜日が一番多いのですが、そのぐらいの天気の良い日にはかなりの車が入って、冬といっても、なかなかあいている暇な時期というのが、オープンしているときには、土日についてはそんなにないのが現状です。

それで、あと野菜の生産とか、その生産者等との関係ですけれども、野菜の販売については、バーベキュー場で生産組合の方に今納めていただいて、野菜等の販売も実施をしております。

それで、先ほども言いましたように、イベント等ですけれども、観光協会の役員さんにこれ以上のなかなか負担というか、協力はお願いできないのかなというのは。

それと、あと槻川橋から二瀬の合流点まで、水辺再生事業で県のほうで今、川のほうをきれいにしていただいて、その辺の管理についても、また観光協会の役員さんをお願いをせざるを得ないのではないかというふうに考えております。

そういったこと等もありますのでなかなか。あとは、そこでいろんなイベントを、観光協会等に参加していただいての形にはなるかと思うのですけれども、イベントをやりたいという方があれば、ある程度開放はできるのかなとは思っています。

それから、次の後継者等の関係ですけれども、相談会につきましては、今後についても実施をしていきたいと考えております。

それから、研修会等についても、相談に見えて、そこで研修がしたいということになれば、農業者のほうも紹介等を実施をしてやっていきたいというふうに思います。

それから、花いっぱいの関係については、政策経営課長のほうで答えて

いただくようにしたいと思います。

それから、次の米の生産調整のブロックローテーション等の関係ですけれども、そのブロックローテーションの中に入って、米等作付ができない方とか、その場所しかなくてできないとか、そういう方につきましては融通を合せて、できるところをどうですかということで話し合いを進めるのは進めている。ただ、なかなか自分の田んぼでつくって食べたいという人、自分のところでつくったものを食べたいという方もいるのですけれども、その辺については、ローテーションに協力をしていただいて、今までは実施をしてきております。

それから、ブロックローテーション外のところの関係ですけれども、今水田等の作付の関係ですけれども、嵐山の場合には圃場整備が終わってそのブロックの中に加わっているところがほとんどなのですけれども、あとは、圃場整備の終わっていないところについても作付をしている方はあるのですけれども、作付をしているところよりも、かなりもうつくっていないところとか、やめざるを得ないようなところが多いのかなというふうに思います。だから、特にその方たちが協力しなくも、生産調整には協力しているというような形にはなってしまうのかなというふうに思います。

以上です。

○藤野幹男議長 次に、小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 それでは、2点にわたりましてお答えを

させていただきます。

まず1点目が、量ということでございます。1人当たりの量を先に申し上げますと、小学校で平均して1回が85グラム、それから中学校が105グラム、そして幼稚園が平均して68グラムと、このような食事でもらっていたところでございます。

そういった中で、全体の量を申し上げてみたいと思います。これは、炊き上がった状態でのキログラムということでご理解をいただきたいと思います。18年度が1万271.9キログラム、19年度が1万477.1キログラム、20年度が1万1,139.7キログラムということで、徐々にではありますけれども、ふえてきているというふうな状況でございます。21年度は3回と4月からしておりますので、さらにこの数字がふえるかというふうに考えているところでございます。

続きまして、児童生徒の意見というのを把握しているかというふうなことでございます。特に具体的にアンケート等をとってはいないのですが、私、学校へ行く機会も多うございまして、そういった中で先生方にちょっとこういうの、先生どうだと聞く機会もあります。そういった中ですと、米飯に対する評判は、まあまあでございます。特に、白米、あるいはまぜ御飯、こういうものがあるのですけれども、まぜ御飯等もいいようでございます。

いずれにいたしましても、この回数等につきましては、給食運営委員会で検討して対応してきましたので、子供たちの反応、あるいは保護者の意見、

こういったことも含めまして、給食運営委員会のほうで話題にしてみたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○藤野幹男議長 次に、井上政策経営課長。

○井上裕美政策経営課長 花いっぱい運動でございますが、これにつきましては、ふるさとづくり推進協議会の皆様を中心となりまして、毎年6月、11月、春と秋にまず全町的に、そして3月には公共施設を中心に年3回行っております。内容につきましては、興農同志会の花卉部会の方にご協力をいただきまして、予算の範囲内でございます、大変無理をお願いしております。そこで、安価に苗を出していただいているのが現状でございます。

また、そういったところに町の花であるツツジをどうかというようなご提案もいただいたわけでございますけれども、ツツジにつきましては、確かに町の花ということでございますので大事なものだと思っておりますが、ツツジの花の咲いている時期というのは短いわけございまして、そういったこともあります。今花いっぱいでは植えているものが、この間植えたのがハボタンでございます。春にはサルビア、マリーゴールド、アゲラタム、コリウス、ブルーサルビア、ベゴニアと、そういった季節、長い間楽しめる花、こういったものを植えているわけございまして、当面このまま続けさせていただければなというふうに担当課としては考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 次に、中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 後期高齢者医療の、まず保険料の徴収猶予や減免の相談はあるかという件でございますが、今までにはございません。

それから2番目に、保険料の軽減対象者はどの程度かということでございますが、全体の約56%が軽減対象になっております。

以上でございます。

○藤野幹男議長 次に、岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 集団検診における再検査の状況につきましてお答えをさせていただきます。

今年度につきましては、まだ数字が出ておりませんので、平成20年度の実績でお願いしたいと思います。

まず、住民検診でございますけれども、肺がんが、309人のうち10人が再検でございます。3.2%でございます。胃がんにつきましては、286人中28人、10%でございます。大腸がんが、350人中11人で3.2%、結核が、309人中の10人で2.9%というふうな状況でございます。

続きまして、婦人科検診でございますけれども、子宮がんの頸部のところですが、245人中1人ということで0.4%、それから、乳がんの視触診とマンモグラフィを組み合わせました集団検診でございますが、230人中17人で7.5%、視触診とエコーのほうが、149人中4人で2.9%というような状況でございます。

以上です。

○藤野幹男議長 次に、安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 AEDの使用の経過でございますけれども、AEDを使用するようなことはございませんでした。

それから、各区に設置の考えはということでございますけれども、町でもそうでございますけれども、例えば嵐山まつりですとか、体育祭ですとか、そういった催し物を行うときは、AEDを現地に持って行って、何か急なことに対応できるようことを行っております。

各区につけられるかどうかということでございますけれども、高い器械でございますし、そういうふうな区で敬老会をやるとか、お祭りをやるとか、そういうイベントがある場合は町の器械をお貸しいたしますので、そういった利用をしていただければと思います。

○藤野幹男議長 それでは、最後に、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 それでは、課長のほうからも答弁があったわけですが、農業政策の中のバーベキュー場での定例イベントということでございますが、今話がありましたように、観光協会の皆様方が運営をして、あれだけ活況を呈していただいております。

そして過日、先日の土曜日だったですか、日曜日でしたか、11月いっぱいでもとりあえず今年を終了ということで、最後の慰労会を行った。そのところにお招きいただいているいろいろお話を聞いたのですが、その日も、午前中は

河川清掃をしたりとかいうことで奉仕をしていただいて、その後での反省会ということでした。

大変年間を通じて、例えば夏休みの最中、お客さんが多いときなんかというのは、朝あけるまで、あそここのところに車が並んでしまうわけです。それなので、役員さんも早く起きて、あそこをあけてとかいうことも含めて、大変な努力をしていただいておりまして、課長が言うように、これ以上に役員さんをお願いをするというのは、大変だろうということになります。

それとまた、定例イベントを季節のときに、花のとき、あるいは河原の夏るとき、それからもみじの紅葉のとき、こういうときには、あそここの場所というのは車でいっぱいなのです。ですので、何かイベントをするということになると、どこでしたらいいのかということ、まず第一に問題になると思うのです。そして、だれがやるのかということも問題になるし、今、花がなくなって、紅葉が終わってということですが、紅葉のときにはあそここのところいっぱいになってしまうわけです、車は。

ですので、議員さんお考えなのがどうなのか、ちょっとミスマッチみたいなものがあるかもしれないですが、別にイベントを別個につくって、そしてしかも産地直売というような形のものに結びつくということであるとすれば、直売所で何らかのイベントをやるとか、あるいは直売所でやっているようなことをもっと農地の近くのどこかの畑のところでじかにやるとかいうようなこととか、いろんなやり方もあるかと思うのですが、当面今の直売所でのイベントとい

うのは、それとやる人がそういう人をお願いをするということだと限界かな。
課長が言うとおりでと思います。

それから、後継者づくりですけれども、今年3名という話がありました。そして、相談会とか、研究、研修会、必要があればこれからもやっていくということですが、この3名、今年できたというのは、もう画期的なことだと思うのです。これはすばらしいことだと思うのです。

そしてこれは、農業委員会関係の皆様方のご努力、それから、農業に関するご協力いただいている皆様方の応援、それと職員の努力、こういうものが実を結んで、耕作放棄地対策の延長として、そういうところに農業を今までやっていなかった人、それで、会社をリタイアした人というようなことでねらいを定めて、それで3名がお願いできたということなのです。ですので、これはもう本当にすばらしいことだと思うのです。

ただ、新しい人がお願いをしてやってくるということになりますと、その宿泊設備から、あるいは一定限度の所得補償ではないですけれども、生計を営むすべをどういう形でやるのかということも含めて、小川のほうでもやっているようですけれども、そういう形のところに入って、農家のところに入って一緒にやって、それで、その農家さんからそういう形のものを、何らかのあれをいただけるということであれば、生計が成り立つわけですが、そうでなくて、新規にということになると、その住むところ、それから生計をやって、採算に近いような形のところまでどうにかしないといけないわけですから、そ

ういものかどう用意ができるかという基本的なこの問題を抱えた新規就農者に対する窓口というのは、そういう難しさというのがあると思うのです。

ですから、今年この3名できたというのも画期的なことで、こういうものをこれからも今年のノウハウをより生かしていただいて、今後につなげてもらえればありがたいなというふうに思っています。

それから、健康のほうですけれども、集団検診の件で日にちを延ばしてということですが、これは、課長答弁のとおり、可能な限り延ばして対応をしていったらいいか、課長のとおりでございます。

なお、もう一つ後期高齢の医療制度の中で町独自のという話がありました。これは、一番ベースが広域連合でやりますよ、ですから広域連合でやるということは、みんな同じベースで、同じようなやり方で、同じレベルでやりますということです。ここだけ飛び出すとか引っ込むとかということは、なかなかできづらい、しづらい、そういうものがないほうがいいのかなというふうに思っております。

以上です。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12番(松本美子議員) おおむね答弁がいただけましたので、結構なものですけれども、私、バーベキュー場の関係は、観光協会が管理をしながらやっているということは、承知していますというふうにも申し上げたと思うのです。さらに、その人たちだけに全部お願いするということではなくて、農業者もそ

こに、観光協会、そうではないと、では加入してくださいというような答弁だったかなというふうに思っていますけれども、それがなければ、農業者もあそこ一体になってはやるという方法は考えられないのかと。それを、商業、工業、あるいは農業者も一緒になって、現在ある観光協会の皆さんがお骨折りをしていただいています、それになおかつそういうものを加えさせていたきながら、さっきも申し上げたけれども、近隣でもある程度行っている、例えばの話で、何とか会、何とか会と、私さっきも申し上げましたけれども、そういう方法ができないのかなというふうにお尋ねをしたつもりだったのですが、それは、先ほどのご答弁どおり無理だということでご理解させていただきます。もし答弁がもう一回あるようでしたらお願いします。

それと、バーベキュー場はすごくにぎわってよいわけですから、そのところも引き続き今言ったようなことを考えながら、年間を通してやっていければ、まちおこしにもなるでしょうし、人が集まってくれば消費も拡大するでしょうし、そういうものでかかわっている人たちのある程度の懐も何か潤ってくるのではないかなというような考えがあるのです。ですからお尋ねしているのですけれども、どうも観光協会さんがやっていますからというようにお話で終わってしまうような気がしたので、ちょっと残念だと思っていますけれども、申しわけないですけれども、その辺は考えとしては今後変わりがないのか、あるいは多少でも考えていく余地があるのか、ちょっとしつこいようですけれども、お尋ねをします。そういうことは今まで考えたことがなかっ

たんでしょうか。ないのでしたら、私は質問していますので、答弁をいただければありがたいです。

それと、集団の住民検診で、現時点よりも来年度からは、課長さんと町長さんとの答弁がありまして、日数もふやしていけるということですから、これはありがたいと思っております。

そういった中で、検診には検診料がかかります。もちろんですけども、そういった検診料も、なかなか住民の方たちは、特に今所得の低い方たちや、あるいはそれ以外の方たちも負担が、かなりの軽減がされていますけれども、大変だというような観点から聞いていたわけですけども、これを町は無料化にはする考えは、特に高齢者に限りですけども、ないでしょうか、町長さん。集団検診、住民検診の場合です。それと婦人科検診でしょうか。それでなお一層皆さんに受けていただいて、保険料が上がらないように健康でいてもらうためにも、無料化制度をつくっていただいて大勢の皆さんに受けていただくと、そういう方法を提案させていただきますけれども、ご答弁をいただければありがたいと思っていますので、よろしく願いをいたします。

そっちこっち、ちょっと行ってしまいましたけれども、米飯の関係は、課長さん、今後折あるところでいろいろ今のお話も出してみるところも言っていたように思いますが、ぜひまた考えていただきながらお願いをしたいというふうに思っています。

子供さんたちも、余り悪い反応がなかったというようなことで、現在3回と

いうことでやっているということですから、よかったなというふうに思っていますし、ますます少し加えていただければありがたいかなと思っていますので、よろしくお考えを検討していただきたいというふうに思いますので、お願いします。回答は結構でございます。

それに、ブロックローテーションの、生産調整の関係なのですけれども、私は、減反は公平で、なおかつ公正でなければならないという観点を考えて、町全体で達成できるからそれでいいのだというようでは、ちょっと困るかなというふうにも思っているのです。

というのは、自分たちの田んぼがローテーションの中に入ってしまうと、どうしても減反せざるを得ないと。ほかにはないので、自分の自家米でも買って食べなくてはならないというふうに考えている方たちも、かなり農家の方にはいるのです。そうした中で、ローテーションに加わっていない人、圃場整備ができていないというような形で。その人たちは、本来ならばやるべきなのです、減反は。ですけれども、そこは加わってないために緩みがあるというのですか。そういうことで、毎年毎年つくれる方はつくってられるからいいねと。自分たちは田んぼがあるのにローテーションに入っているためにつくれないのだよと。それは公平性に欠けているのではないかというふうなことをちょっとお尋ねして、その辺の対応はどうするかなというふうに聞いたのですけれども、ご答弁が私が考えていることとはちょっと違いますので、もう一度そこら辺の考え方、町の方針を出していただければありがたいと思って

います。よろしく申し上げます。

それから、原油高騰の関係ですけれども、花卉グループの興農同志会さん、花卉グループさんにお願いがしてあるということで、これからも町の花にはかえることなく続けていきたいということは、それは町の方針でありますから、結構だと思いますけれども、私は原油高騰の関係からお尋ねをしていますので、そうしますと、今後そういうことが起きても、今の答弁どおり、2回目のときも聞きましたけれども、変わりなく、多少でも変更しながら、情勢を見ていくというような答弁がいただければありがたかったですけれども、そういうことではないというふうなことですけれども、それで間違いないでしょうか、お尋ねをさせていただいて、よろしくご答弁ください。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

まず、水島産業振興課長。

○水島晴夫産業振興課長 まず、バーベキュー場等の関係なのですけれども、農業者等の関係なのですけれども、農業者については、ここに参加をさせていただいて、野菜の販売等も現実に実施はしているのですけれども、それで、そのあわせたイベント等の関係なのですけれども、その辺については、いずれにしましても、またよく相談をさせていただいて、それはできるかどうかというのはわからないのですけれども、相談させていただきたいと思いません。

それと、あと米の生産調整、ブロックローテーションの関係なのですけれ

ども、ブロックローテーションの生産調整の中に入ってしまったてできない、その場所しかなくてできないという方については、生産調整外のところへ、話し合いで今のところ、できないところの分についてこの田んぼでどうですかということで、つくるような形でその辺の話し合いは実施をして、実際にはここをつくってくださいということでやっているのが現実です。

それと、ブロックから外れてしまっているところについては、どうしてもブロックローテーションの組めないところが外れてしまっていて、特にあとは遊休農地というか、現実にそういう圃場整備の終わっていないところについては、もうかなりの場所が、ただ草刈りをしているだけで実際に作付はしていないところとか、そのままになってしまっているところ、またあとつくっているところもあるのですけれども、その面積についてはそんなにはないのかなというふうに。その中に入っていないくて続けてできるところについては、そんなにはないのかなというふうには見ております。

以上です。

○藤野幹男議長 次に、井上政策経営課長。

○井上裕美政策経営課長 お答えいたします。

原油の高騰の関係でということでございますけれども、平成19年当時は確かに原油がたくさん上昇しまして、ガソリンも180円とか、それぐらいまでいったわけでございます。灯油についても同様に、随分価格が上がったというふうに思っておりますけれども、これによりまして、苗をつくっている温室の

費用が増加すると。そういうことになりますと、苗の単価が上がってしまうということになると思いますけれども、現在でも、先ほど申し上げましたように、予算の範囲内で、大変その花卉農家の方には無理をしていただきながら、安価に提供していただいております。この辺、そういうもろもろの事情はあると思いますが、今のところはその予算の範囲の中で今後とも続けてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 最後に、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 集団検診の無料化ということでございますが、医療費の高騰というのが議会でも話が出ておまして、それには検診が何しろいいわけでありまして。早く検診をして、そういう悪いところがもし見つければ、早い手当てをしていく、そして重症化を少しでも少なくしていく。これは全く理解をしているところですが、その前の段階の検診にどれだけこの予算が足りていくかということが、今一番問題であるわけです。

それで、医療費の伸びというのも、全国的には105、106ということらしいですけれども、それが嵐山町で109を見込んだのです。だけれども、それを超えて110%を大きく超えてきているような状況なのです。

ですから、検診の重要さというのはよくわかるのですけれども、とりあえず、かかってしまったものを先に払わなければならない状況がきておまして、ですから、国保の財政等もパンクするか、予算がどんな状況にいくかと

というような大変厳しい綱渡りのところにきてしまっているわけでした、議員さんおっしゃるように、検診も無料化をしてできるだけ大勢の人に、しかも受けやすくというのは、そのとおりなのですが、その前の段階の医療費を何としても、6%指導がある線が9%見込んだら、もう10%を大きく超えてしまったというような伸びの中で、その分だけ払っていかなければいけない状況をぜひご理解いただいて、当面ちょっと検討させていただきたいというふうに思っています。

○藤野幹男議長 どうもご苦労さまでした。

以上で一般質問を終わります。

◎会議時間の延長

○藤野幹男議長 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長します。

◎議員派遣の件

○藤野幹男議長 日程第2、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議員派遣の件については、会議規則第122条の規定によって、お手元に配付したとおり派遣いたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 異議なしと認め、よって、議員を派遣することに決定しました。

なお、結果報告については、議長の諸般の報告の中で報告いたします。

◎日程の追加

○藤野幹男議長 ここで日程の追加についてお諮りいたします。

議案第94号 動産の取得について(防災倉庫及び防災資機材)の件、議員提出議案第7号 独立行政法人国立女性教育会館の大幅な予算削減の見直しを求める意見書(案)の提出についての件、議員提出議案第8号 子宮頸がん撲滅のための施策を求める意見書(案)の提出についての件及び議員提出議案第9号 地方交付税の「抜本的見直し」の内容を求める意見書(案)の提出についての件、以上4件を日程に追加し、順次議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ご異議なしと認めます。

よって、本4件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎議案第94号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第3、第94号議案 動産の取得について(防災倉庫及び防災資機材)の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第 94 号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 94 号は、動産の取得について(防災倉庫及び防災資機材)の件でございます。防災倉庫及び防災資機材の購入契約に当たりまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

安藤総務課長。

〔安藤 實総務課長登壇〕

○安藤 實総務課長 それでは、細部説明をさせていただきます。

動産の種類から申し上げます。防災倉庫及び防災資機材でございます。契約の方法、指名競争入札、契約金額、1,046 万 8,080 円。なお、落札率でございますけれども、設計金額に対しまして 85.8%、予定価格に対しまして 90.6%でございます。契約の相手方、星野総合商事株式会社でござ

ざいます。

1枚めくっていただきまして、参考資料をごらんになっていただきたいと思
います。品目及び数量、物置等を16カ所に整備するものでございまして、
後ほどご説明申し上げます。指名業者名、大室防災ほか6社、全部で7社
でございます。入札執行日、平成21年11月25日、納入期限、平成22
年1月29日、契約代金の支払い方法、物品納入後一括払いでございます。

別紙をごらんになっていただきたいと思います。倉庫及び資機材の内訳
表になっております。ナンバー1から15番まで、このようなものを整備させ
ていただくものでございます。

なお、数量の欄、16と、これは16カ所に1つずつ、1台ずつ、数量の欄
が32とありますのは、1カ所当たり2台ずつ、そういうふうに見ていただきま
して、320とあるものは、1カ所当たり20個ずつというふうにごらんになって
いただきたいと思います。

なお、例えば10番の救助工具セット、これは4トンの油圧ジャッキ、剣先
スコップ、ボルトクリッパー、のこぎり、ハンマー、おの、バール、こういったも
の8種類でございます。

それから、かなてこ、これは議員さんからご提案のございましたバール
90センチ以上ということでございます。救急セット、これにつきましては、包
帯、ばんそうこう、消毒液等々の中身になっております。

次に、参考資料の追加ということで、本日配付をさせていただきましたも

のをごらんになっていただきたいと思います。

ナンバー1から12番までございますけれども、12番の七郷防災会につきましては、昨年度既に設置済みでございます、今回は町内全域を11のブロックに分けてまして設立を目指しておるわけでございます。組織名、そして、その区域内の行政区、それで、今回16カ所の防災倉庫の設置場所ということでごらんになっていただきたいと思います。

なお、物品の購入の仮契約書につきましては、ご高覧いただきたいと思
います。

以上で細部説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) これ日程を見て、どうして追加になったのかわからないのですが、ちょっとどういう理由なのでしょうか。

それから、指名業者の入札の額を伺いたいと思います。

それと、発電機2台ずつになるわけですね。それで、発電機の容量なのですが、ハロゲン投光器も2台になるわけですね。1台発電機でハロゲン投光器をとると、その程度のもを備えるということになるのでしょうか。

以上です。

○藤野幹男議長 安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 きょうお配りをさせていただきました追加資料、これは、議案にとじ込んでおります議案第94号参考資料と区別するために追加ということです。なお、これがあつたほうが議案の審議がしやすいだろうということで、本日配らせていただきました。

〔「追加議案の理由です」と言う人あり〕

○安藤 實総務課長 大変失礼いたしました。追加議案の理由でございますけれども、たしか議会運営委員会が24日だったと思いますけれども、入札に付したのが25日でございます、入札が議運の以後に行われるというふうなこともございまして、慣例でそういった場合には追加議案で予定をするということでお聞きをしております。大変失礼いたしました。

それから、入札の額の状況でございますけれども、指名業者名のページをごらんになっていただきたいと思います。落札業者は星野総合商事でございます、税抜きの場合が996万9,600円でございます。2番札が大室防災、これが1,012万円、3番札がサイボウ、1,060万円、4番札が脇防災、1,065万円、5番札がカナイ消防機材、1,071万2,000円、6番札が中央防災、1,082万円、7番札が能美防災、1,100万円という結果でございます。

次に、発電機の容量でございますけれども、容量は、直流12ボルトの8アンペアというものでございまして、この発電機は、ホンダまたはヤマハというふうなことで細別に記入してございますけれども、この会社が出しているも

のでは一番小さい発電機ということになっております。

主な使い方は、ここにございますように、夜間に地震等の災害が発生をし、瓦れきの中から救出をするというときに、このハロゲン機を使って照らし出して、その救助に当たるというふうなものでございまして、1つの発電機に対して1台のハロゲン投光器を使うというものでございます。したがって、2台になっております。

以上です。

○藤野幹男議長 ほかに。

河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) 3点ほど質問させていただきます。

これだけのものが各地域に設置されるというのは、大変防災上では役立つのだらうと思えますけれども、1つは建物のセキュリティー、具体的にどういうふうになるのか。あるいは、かぎの管理が当然必要になってくるのだらうと思うのですけれども、そこはどこが持っているのか。

それから、設置機材、器具類の使用訓練が必要なものは、この中で幾つあるのか。

それから、缶詰レギュラーガソリンを使っているわけでありましてけれども、ガソリンの劣化というものはあるのでしょうか。例えば、それによってかえなければならぬものも出てくるかなと思っているのですけれども。

それと、一定のガソリン等を保管するということになってくると、消防法や

何かの問題等の関係でひっかかるというのですか、そういうものには影響しないのかどうか、その辺3点を聞きたいと思います。

○藤野幹男議長 安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 建物、これはヨド物置ということで種別になっておりますけれども、一般的に物置等に使われるものでございまして、かぎがかかる構造になっております。それ以上のセキュリティーというのは特に考えてございまして、かぎで管理をするということでございます。

それから、置かれる場所が、地域の広場ですとか、集会所の敷地内ということでございまして、そういう面では目の届く場所だというふうなことで考えております。

それから、かぎの管理でございますが、例えば、そこにございます菅谷西の防災会、2カ所予定をしております、共通なかぎを使うのがいいのではないかというふうに考えております。先進地の視察等では、全部同じかぎを使っているというようなところもあったそうでございます。このかぎの管理については、今のセキュリティー等の問題もございまして、1つの防災会で複数の防災倉庫を持つような場合は、同じかぎを使ったらどうだろうというふうな提案をしております。まだ決定はしてございません。

次に、防災訓練に必要なものということでございますけれども、使用状況、訓練のときの使用を、説明が必要なものというふうなことでございますけれども、既に七郷防災会では、防災倉庫を整備いたしまして、防災訓練を実施

をいたしました。そのときには、納入業者が来て、その使用状況を指導したわけでございますけれども、発電機ですとか、ハロゲン投光器ですとか、あるいはジャッキ等の入った救助工具セットですとか、そういったものについては、2つ折り担架ですとかは使用状況を指導していただきました。

それから、ガソリンの劣化でございますけれども、七郷防災会既に2つ整備したものは、ガソリン缶とガソリンをその中に用意をするというふうなことで考えておったわけです。ですけれども、今回七郷防災会以外の整備に当たっては、区長さんがいろいろ研究をされました。七郷の防災訓練にも出席をいただきましたし、先般の区長会の研修でも、被災地を見学をされて実情を視察した上で、どういうものが必要かということを改めて協議をしていただきました。

そういうこともございまして、ガソリンのこの劣化ということも心配になるということで、ガソリンの缶詰とここにございます、そういうものが防災用に販売をされておりました、かなり期間的にももつというようなこともございまして、こちらに切りかえたというふうなこともございました。

ガソリンの保管に当たって、危険物の許可の関係でございますけれども、許可が必要なまでの保管量は持たないということで考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) 先ほどの機材器具の関係なのですが、訓練

が必要なものというのは、例えば区長さんだとか、区長代理さんだとか、あるいはそこに防災組織ができてくると、その人たちだけが使えるという形の訓練になっていくでしょうか。あるいは、区なら区に置かれるということになれば、区民の中で、例えば発電機だとかなんとかを、ガソリンやなんかを使ってやるわけですから、そういう訓練の方法というのはどんな方法で考えているのかどうかを聞いておきたいと思います。

それから、ガソリンの使用は、危険物の関係等もあったのですけれども、この缶詰ガソリンというのはどのくらいの耐用年数で交換するようになるでしょうか。全く半永久的にそれがやれるものなののでしょうか。その辺のところちょっとわかりましたらお願いしたいと思います。

○藤野幹男議長 安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 訓練の方法でございますけれども、できるだけその防災会に加入している会員というのは地区民でございますして参加をしていただいて、そして一朝有事に備えるというふうなことが大事だというふうに思っております。先般行われた七郷防災会の訓練では、役員さん、地域の班長さんですとか、そういった方以上のような感じがいたしました。今後のことでございますので、その辺については頭に置きながら対応してまいりたいと考えております。

ガソリンの缶詰につきましては、3年というふうに表示をされております。

以上です。

○藤野幹男議長 ほかに。

吉場道雄議員。

○5番(吉場道雄議員) 今回区長のほうで挙げた箇所は、多分29カ所だ
と思うのですけれども、それで設置が可能なところが24カ所ですか。今回
予算の関係で16カ所だと思うのですけれども、あと8カ所も同じ条件だと思
うのですけれども、その8カ所はどういう取り扱いをするのかということと、お
かげで七郷防災会、倉庫2つありますけれども、そこに七郷防災会という名
前が書いてありますけれども、今度の組織名に倉庫のほうに名前が入るの
かどうか。その2点、お願いします。

○藤野幹男議長 安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 今回区長さんにいろいろお骨折りをいただきまして、
自主防災組織が全域にできることになりました。この機会に国の交付金をい
ただきまして、この防災倉庫もお願いしておるわけでございます。予算の関
係で16カ所を当面整備をするというふうなことでございまして、吉場議員さ
んおっしゃられたように、区長さんからの要望は29カ所ございました。ただ、
この中には私有地があったり、あるいは町の土地で将来計画があったりと
かというふうなことございまして、適地として認定をされたのはそのうちの23
カ所というふうなことでございます。この差の7カ所、今後のことになるわ
けでございますけれども、我々担当課とすれば、ぜひこれについても年度内
に何とかお願いをしたいというふうに考えております。

それから、防災会の名称のことでございますけれども、議員さんよくご承知のとおり、七郷防災会につきましては、七郷防災会というふうな赤い文字が入っております。今回は、区長さんに組織の立ち上げ、それから組織の命名、規約の制定検討ですとか、いろいろお願いをしております、11月末を期限に検討していただきました。きょう組織名として載っているのは、本当にほやほやの11月末にまとまったものでございまして、発注の段階では、この名称が防災倉庫に入らないというふうなことになっておりまして、これについては、今後契約変更等も考えられますので、その時点で考えさせていただきたいと思っております。

以上です。

○藤野幹男議長 ほかに。

長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) ちょっと専門的なことなのですが、発電機というのは、これはもちろん燃料はガソリンだと思います。これは、消防車なんかによく載っている大きさのものだというふうに思うのですが、これについては、選定しても、使っている方がいらっしゃるから選定をされたのでしょうかけれども、チェーンソーの場合のこの新ダイワの機種なのですが、これは燃料は、ガソリンなのですか、それとも混合を使うのですか、それ1点、まずそれからお願いします。

○藤野幹男議長 安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 チェーンソーにつきましては、混合ガソリンを使用するというふう聞いております。

○藤野幹男議長 長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) 私も、皆さん方も使うと思うのですが、チェーンソーというのは割合と混合ガソリンかかりづらいのです。ガソリン製というのは余りないというふうに思うのですが、この点の日々の管理というのはよくやったほうがいいというふうに思いますので、提言として聞いていただければと思います。

○藤野幹男議長 ほかに。

第2番、青柳賢治議員。

○2番(青柳賢治議員) この最後に出されたもの、94号の参考資料の追加の分でちょっとお尋ねしますが、ここの各志賀とかには自治会館とか、適当な場所なのでしょう。菅谷の西と東に、小学校の敷地と菅谷中学校の敷地となっております。この辺も間口が1.8とか、結構なものなのですが、その辺は学校の敷地内ということでもありますけれども、自主防災ですから、そのほかに適当な場所がなくて、ここに落ちついたというか、一番ベストだということになったのかどうか、その辺だけお尋ねします。

○藤野幹男議長 安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 先ほどちょっと申し上げたのですが、29カ所ご要望を区長さんからいただいた中には、いろんな土地があったわけなので

す。例えば川島ですと、明星食品の前の町有地、以前町の倉庫があったところでもございましたけれども、そういったところもございました。

それから、例えば菅谷東の防災会、菅谷中学校と東原の第2公園というふうにございますけれども、7区の区長さんのご要望は、子供の心のケアハウス内、話をつけたからここに置いてもらいたいと。そうしますと、ここにございます東原の第2公園と、道路1本隔てて隣り合っているというふうなこともございまして、区長さんをお願いして中学校の敷地内に置かさせていただいた、調整をさせていただいたというふうなところもございました。ほとんどは、区長さんが地元で調整した結果を町に持ち寄っていただいて、そこが適地かどうかを判断をさせていただいたという経過でございます。

○藤野幹男議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ないようですので、質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより第94号議案 動産の取得について(防災倉庫及び防災資機材)の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○藤野幹男議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議員提出議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第4、議員提出議案第7号 独立行政法人国立女性教育会館の大幅な予算削減の見直しを求める意見書(案)の提出についての件を議題といたします。

提出者より提案説明を求めます。

柳勝次議員。

[6番 柳 勝次議員登壇]

○6番(柳 勝次議員) それでは、議員提出議案第7号 独立行政法人国立女性教育会館の大幅な予算削減の見直しを求める意見書(案)につきまして説明いたします。

新政権の行政刷新会議における事業仕分けにより、我が町のシンボルでもある国立女性教育会館が、その存続をも危ぶまれるほどの窮地に立っております。事業仕分けワーキンググループの結論は、コスト及び人件費の削減、自己収入の拡大努力をすべきとして大幅に予算を削減するというものでした。

当会館は、言うまでもなく、我が国でも唯一の女性教育のナショナルセンターであり、これまでに女性教育指導者の育成や女性教育に関する専門的

な調査研究を行う施設として、国内はもとより、諸外国の女性をも数多く育ててまいりました。そうした施設に対する大幅な予算を削減することは、今後の施設運営の存続は不可能にするものであります。指摘されているコスト及び人件費の削減、自己収入の拡大等は既に努力をしていると思われませんが、今後もなお一層進める必要があると思われま

先日、ノーベル賞受賞者の野依先生が、事業仕分けに対して、「人材育成は将来に対する投資です。コストと投資を一緒くたに仕分けするというのは、余りにも見識を欠くもの」と言っておられましたが、まさにそのとおりで、大変重みのある言葉ではないかと思えます。

教育の成果は、すべてではありませんが、1年、2年では得られるものではないと思われま

すし、また、先ほど教育長も言っておられましたが、教育を費用対効果で判断していくのは、大変難しいものがあります。それらのことを含めまして、次に読み上げます意見書を国の関係部署に提出するものであります。

それでは、意見書を読み上げて提案といたします。お手元の意見書(案)をご高覧いただきたいと思います。

独立行政法人国立女性教育会館の大幅な予算削減の見直しを求める意見書(案)

11月11日に行われた行政刷新会議の事業仕分けにおいて、独立行政法人国立女性教育会館の大幅な予算削減が決定されました。

その理由の一つが、宿泊施設の稼働率が低く、一般の人の利用が多いというものです。評価判断基準が国立女性教育会館の設置目的に即した「男女共同参画の推進や教育等の成果」ではなく宿泊施設の稼働率というのは理解できません。国の男女共同参画の研究機関を、宿泊施設の稼働率で大幅な予算削減を行うことは、今後の男女共同参画社会形成に向け大きな障害となります。2分の1、3分の1の予算削減では事業ができなくなるものが推測されます。

国立女性教育会館は主に男女共同参画社会にかかわる研究・情報収集機関かつリーダーの教育機関であることを基準に評価されるべきです。また研究、啓発事業はきょう、あすに成果が上がるものではありません。

国立女性教育会館は平成 11 年の男女共同参画社会基本法制定 23 年前の昭和 52 年に建築されました。(現在より 32 年前)敷地面積は広大で、行政の効率化を求めるには巨大な施設です。

男女共同参画社会基本法第 18 条においては、「国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究、その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。」と定めています。同法第 19 条・第 20 条においては国際的協調のための措置、地方公共団体及び民間に対する支援が定められています。

独立行政法人国立女性教育会館は、同条に係る研究機関でもあります。

さらに、第 19 条・第 20 条、宿泊施設を活用し、情報交流・情報提供を実施しています。国の男女共同参画の研究機関を、宿泊施設の稼働率が低い理由などで大幅な予算削減を行うことは、男女共同参画社会形成の意義を損ないます。

同法第8条においては「国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。」と定めています。

日本の政治的・経済的・社会的な女性の地位の低さを向上させるための国家的なプロジェクトをどのように行うかは、コストや効率を求める事業仕分けではなく、財政とのバランスの上で、男女共同参画社会基本法による男女共同参画会議においても検討すべきです。超少子高齢化社会に向けて、女性が労働に従事しなければ生産力は向上しません。どのような施策が必要か、自治体・研究機関・国の研究機関のネットワークが重要になります。

行政刷新会議の事業仕分けによる決定及びその理由は、男女共同参画の施策を構築するに当たって不適正です。大幅な予算削減の見直しを求めます。よって下記の項目について強く要望します。

記

1 事業仕分けによる大幅な予算削減の決定は、男女共同参画の社会的意義や、政策推進を損ないます。よって大幅な予算削減の見直しを求め

ます。

2 女性の地位を向上させるための予算検討は、コストや効果を求めるだけの事業仕分けではなく男女共同参画会議においても検討すべきであります。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 21 年 12 月。埼玉県比企郡嵐山町議会議長、藤野幹男。

提出先が、内閣総理大臣様、財務大臣様、文部科学大臣様、男女共同参画担当大臣様、行政刷新会議議長様。

以上です。

○藤野幹男議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 全会一致ですから、議運の委員長が提案者となったわけでありますので、別に中身として反対なわけではありません。行政刷新で決まったことを、最高の責任者、議長に送るとするのはわかるのですけれども、議長が総理大臣であるということを考えますと、いささかどうかなというふうに考えざるを得ないのです。同じ人に送るわけですから、立場が違うのだということであっても、そこをどのように協議されたのか、ちょっと伺いたいと思います。

それと、やはり内閣の担当大臣にこれは送るべきものではないかなと思うのです。具体的には、仙谷行政刷新担当大臣ですか、ちょっと名前忘れま

して。議長は内閣とはちょっと別ではないかなと思いますので、内閣の担当大臣にも送る必要があるのではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○藤野幹男議長 柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) この送り先についての議論は、議会運営委員会でいたしておりません。ただし、私と事務局長でこの辺の話し合いはしております。

その内容は、やはり行政刷新会議の下に事業仕分けがあるのです。その事業仕分けのことで決まったことですから、事業仕分けの最高機関は、この刷新会議だと思うのです。そういうことで、その刷新会議の最高責任者の議長に送ったと、そういうことです。

〔「担当大臣に送る話は」と言う人あり〕

○6番(柳 勝次議員) 出ませんでした。

〔「出なかったらいいのですか、送る必要ないのですか」と言う人あり〕

○6番(柳 勝次議員) ここで提案されても、私も困るのですけれども。

〔「では、提案したいと思います」と言う人あり〕

○6番(柳 勝次議員) これは、もしどうしても必要ということであれば、もう一度議会運営委員会を開いてその辺を検討いたします。私の立場としては、

回答はしかねます。

○藤野幹男議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 ないようですので、ここで質疑を終結いたします。

〔「ちょっと待って」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 暫時休憩します。

休 憩 午後 5時29分

再 開 午後 5時42分

○藤野幹男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議会運営委員長報告

○藤野幹男議長 ただいま休憩中に議会運営委員会を開きましたので、議運の委員長、報告をお願いいたします。

〔柳 勝次議会運営委員長登壇〕

○柳 勝次議会運営委員長 川口議員の質問は、提出先に、行政刷新会議議長ではなくて仙谷大臣ではないかと、そういうお話でしたよね。

〔「仙石大臣に送ったらどうかという話」と言

う人あり〕

○柳 勝次議会運営委員長 送ったらどうかという話ですか。先ほども申し

上げたとおり、その時点でこの名前を、送り先を決める時点で局長にも調べていただいて、仙谷大臣は内閣府特命大臣なのです。もちろんこれも含んでいるのですけれども、ですから、最高機関は刷新会議議長なのです。ですから、ここへ送ればよろしいのではないかということで決めたわけです。

○藤野幹男議長 それでは、今報告が議運の委員長からありました。

○藤野幹男議長 では、会議を続けます。

では、ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

13 番、渋谷登美子議員。

〔13 番 渋谷登美子議員登壇〕

○13 番(渋谷登美子議員) 独立行政法人国立女性教育会館の大幅な予算削減の見直しを求める意見書提出に賛成いたします。

これは私も行政刷新会議の事業仕分けなどほんのわずかな情報しかなく、何が問題なのかずっと調べていたのですけれども、一番問題なのが、地域に女性会館などができているので、もう国立女性教育会館は必要ないだろうというふうな意見が出たことなのです。

それは、今の日本の女性のあるべき地位を、全くその行政刷新会議の

ワーカーたちがわかっていないということなのです。今の日本の国会議員の状況なのですけれども、衆議院はやっと 52 対 460 になって1対8になりました。これ今年度の調査ではないのですけれども、一昨年調査で、日本は180カ国中に、日本の女性の国会議員の位置というのは、160位という非常に低い位置になっています。そのくらい女性の地位というのは低いのです。その女性の地位が低いことをその事業仕分けのワーカーたちが全く理解していない。そのところが一番大きな問題であると思いました。

そして、この国立女性教育会館の事業をできなくなったり、それから廃止になったりしたら、今の日本の女性行政といいますか、男女共同参画社会をつくっている体系自体がすべて壊れてしまうというふうに感じました。この点私は、この国立女性教育会館の予算を削減してもほんのわずかな予算の削減、そして事業はどんなことがあっても続けていかななくては今いけないだろうと思っています。

なぜかといいますと、ナショナルセンターとしての意味がないということだったのですけれども、私、本当のわずかな感覚でしか、女性活動というふうな形ではなくて、ほんのちょっとにしかかかわっていないのですけれども、あそこには今の日本国じゅうの男女共同参画に係る情報が集中してネットに入っているのです。すべての情報が集中されている。

そして、今の日本の非常に問題なところは、これは私は言われたことがあるのです。日本の女性の地位がなぜ低いか。韓国は、しっかり女性の地

位を守ってきました。韓国は、それぞれの女子大に法学部がある。ほかの各国の先進国にも女子大には法学部がある。だけれども、日本の女子大には法学部がないのです。きちんとした法体系をつくる場所がないのです。きちんとした研究機関がないのです。そこをやっと何とか日本に女性学という学問ができて、男女共同参画という形ができて、そして、日本で何とかその男女共同参画の情報ネットをつくって、情報を集積している研究機関が今あるのが、国立女性教育会館であるということなのです。

ですから、私はどうしてもここの教育会館をなくすわけにはいかない。どんなことがあっても存続させてほしいと思いますので、ぜひ町長にもそのように存続できるように国に対して意見を申し出ていただきたいと思います。どうも皆さん、本当にありがとうございます。

○藤野幹男議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより議員提出議案第7号 独立行政法人国立女性教育会館の大幅な予算削減の見直しを求める意見書(案)の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○藤野幹男議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議員提出議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第5、議員提出議案第8号 子宮頸がん撲滅のための施策を求める意見書(案)の提出についての件を議題といたします。

提出者より提案説明を求めます。

柳勝次議員。

〔6番 柳 勝次議員登壇〕

○6番(柳 勝次議員) それでは、議員提出議案第8号 子宮頸がん撲滅のための施策を求める意見書(案)につきまして説明いたします。

日本人の死亡率のトップはがんだと言われており、これだけの医学の発達においても、いまだに有効な治療が見出せないでいるのが現状です。しかし、女性特有の子宮頸がんは、予防できる唯一のがんだと言われております。早期発見、早期治療で治すことができるがんです。

よって、子宮頸がん撲滅のために、次に読み上げます意見書を国の関係部署に提出するものであります。

それでは、意見書を読み上げて提案といたします。意見書をご高覧いただきたいと思っております。

子宮頸がん撲滅のための施策を求める意見書(案)

子宮頸がんは、がんの中でもただ一つ予防できるがんです。しかしながら、現在 20 歳代から 30 歳代の若い女性に罹患者がふえています。子宮頸がんは、ほかのがんと違って自覚症状がないため発見がおくれ、国内では年間約 1 万 5,000 人が発症し、約 2,500 人にも上る大切な命が失われています。

子宮頸がんは、性交渉で HPV(ヒトパピローマウイルス)に感染することによって、約 10 年かけてがん細胞に変化されると言われています。このため定期的に検査を受けていれば、がんになる前に発見が可能であり、HPV 予防ワクチンの接種によって、ほぼ 100% 予防できます。既に世界 100 カ国以上で予防ワクチンが承認され、我が国でも去る 9 月 29 日に正式に承認されたところです。

女性特有のがんの一つであり、ほとんど 100% 予防でき、早期発見治療で治すことができる子宮頸がんを撲滅するため、政府においては以下の事項に取り組むことを強く要望します。

記

1 平成 21 年度補正予算で実施している無料クーポン券による検診を来年度以降も継続実施すること。

2 HPV 予防ワクチンの接種について公費助成制度を創設すること。

3 がん撲滅の啓発のために、10 月の乳がん撲滅月間に続けて、11 月を子宮頸がん撲滅月間に指定すること。

4 義務教育において性教育(性の病気)を指導すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 21 年 12 月。埼玉県比企郡嵐山町議会議長、藤野幹男。

提出先は、内閣総理大臣様、厚生労働大臣様、総務大臣様、文部科学大臣様。

以上です。

○藤野幹男議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。ご苦労さまでした。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより議員提出議案第8号 子宮頸がん撲滅のための施策を求める意見書(案)の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○藤野幹男議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議員提出議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第6、議員提出議案第9号 地方交付税の「抜本の見直し」の内容を求める意見書(案)の提出についての件を議題といたします。

提出者より提案説明を求めます。

柳勝次議員。

[6番 柳 勝次議員登壇]

○6番(柳 勝次議員) それでは、議員提出議案第9号 地方交付税の「抜本の見直し」の内容を求める意見書について説明いたします。

さきの事業仕分けにおける交付税に対する結論は、抜本的な制度の見直しを行う必要があるとの結論でした。具体的な提示がありませんので、内容がわかりませんが、交付税の最たる目的は、地域間格差の是正にあります。その基本的な目的を崩さないように、また交付税に関する種々の要望を含めて、次に読み上げます意見書を国の関係部署に提出するものであります。

それでは、意見書を読み上げて提案といたします。意見書をご高覧いただきたいと思います。

地方交付税の「抜本的な見直し」の内容を求める意見書(案)

総務省は、平成22年度予算での地方交付税の概算要求額を平成21年度比1.1兆円増の17.1兆円と求めたが、財務省からの反対があります。

行政刷新会議において、「地方交付税」は増額の判断なく抜本的見直しを行うという決定であったが、抜本的見直しの内容は不明であります。

地方交付税は、その設置趣旨「地方税収の不足を補う」「地方格差を解消する」に加え、国の財源不足分を自治体債務とし、後に公債費の償還金が地方交付税額に加わる複雑な制度となりました。そのため、多くの市町村では、地方交付税の自治体間格差解消、税収不足額を補てんする機能により保障されるべき義務的経費が不足しています。

市町村は、苦しい財政運営を職員の定数削減、賃金カット、民間委託、投資的経費の削減で対応し、さらに少子高齢社会のため地域福祉の充実、教育及び産業振興に力を注いでいます。

今時点において、22年度の税収の大幅の減少が見込まれていますが、地方の財源をこれ以上不足させないため、下記のとおり地方交付税抜本的見直しの内容を求めます。

記

- 1 地方交付税の地域間格差是正機能の回復を行うこと。
- 2 22年度について、概算要求で出された地方交付税総額の1.1兆円の増額を予算化すること。
- 3 地域福祉拡充のために市町村政策として行っているこども医療費助成額・妊産婦検診助成額・介護保険利用料の低所得者への助成額は地方交付税において基準財政需要額に明確に算入させること。

4 自治体に権限委譲した事業、事業仕分けで自治体移管を決定した事業は、必要な財源を移譲すること。

5 暫定税率見直しによる自治体影響分は、地方交付税ないし地方一括交付金に組み込むこと。

6 地方の起債の自主性を尊重し、臨時財政対策債並びに公共事業建設費起債額の償還金を国が保障するシステムを廃止する場合、その時点までの公債費償還金の地方交付税算入約束額を保障すること。

7 地方交付税は、国と地方財政の関係について、国民に簡潔で明確に説明できるシステムにすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 21 年 12 月。埼玉県比企郡嵐山町議会議長、藤野幹男。

提出先は、内閣総理大臣様、総務大臣様、財務大臣様、行政刷新会議議長様。

以上です。

○藤野幹男議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。ご苦勞さまでした。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより議員提出議案第9号 地方交付税の「抜本的見直し」の内容を
求める意見書(案)の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○藤野幹男議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎日程の追加

○藤野幹男議長 お諮りいたします。

所管委員会より閉会中の所管事務の継続調査の申し出がありました。この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ご異議なしと認めます。

よって、この際、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎閉会中の継続調査の申し出

○藤野幹男議長 日程第7、閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付のとおり、特定事件として調査すること

にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ご異議なしと認めます。

よって、特定事件として調査をすることに決しました。

◎町長あいさつ

○藤野幹男議長 これにて本議会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

ここで町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議長のお許しをいただきましたので、平成 21 年第 4 回定例会の閉会に当たりまして、一言御礼のごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、11 月 30 日に開会をされ、本日まで 4 日間にわたりまして極めて熱心なご審議を賜り、提案をいたしました平成 21 年度一般会計補正予算をはじめとする諸議案をすべて原案のとおり可決、ご決定を賜り、まことにありがとうございました。また、人権擁護委員の推薦につきましてもご同意を賜り、深く感謝申し上げます次第であります。

議案審議並びに一般質問等を通じまして提案のありました諸問題につきましても、十分検討いたしまして対処する所存であります。

さて、各地で高齢者が巻き込まれる交通事故や高齢者をねらった振り込め詐欺が後を絶たない状況ではありますが、去る 11 月 26 日、嵐山町、嵐山町老人クラブ連合会、小川警察署の3者におきまして、高齢者の交通事故及び振り込め詐欺防止啓発に関する協定を締結をいたしました。協定書では、おじいさん、おばあさん、無事故の町嵐山町は、詐欺も逃げ出す郷土愛、オオムラサキの頭文字をとりまして、嵐山町おおむらさき運動と銘打っています。

安全、安心なまちづくりを目指す嵐山町といたしましては、協定を締結した3者のみならず、関係団体と連携をいたしまして、交通事故と各種犯罪の防止活動を強力に進めてまいりますので、議員各位におかれましても、嵐山町おおむらさき運動にご支援、ご協力を賜りますよう、衷心よりお願いを申し上げます。

国政における政権交代という激動の年でもありました平成 21 年も、間もなく終わろうとしています。議員各位には、ご健勝にて越年され、新しい年におかれましても引き続きご活躍されますように心からご祈念を申し上げまして、閉会に当たりましての御礼のあいさつとさせていただきます。

まことにありがとうございました。(拍手)

◎議長あいさつ

○藤野幹男議長 次に、本職からあいさつを申し上げます。

平成 21 年第 4 回定例会も、本日をもって閉会となりますが、11 月 30 日からきょうまでの 4 日間にわたり、議員皆様には極めて真剣に、そして活発な審議を尽くすとともに、議事進行に多大なご協力をいただき、ここに第 4 回定例会が無事閉会できますこと、まことにありがとうございました。

また、町長をはじめ執行部の皆様には、審議の間、常に誠意を持って審議にご協力いただき、そのご労苦に対しても深く敬意を表するものであります。

提出された議案は、人事 2 件、条例 7 件、補正予算 4 件、追加議案 1 件、その他 5 件の合計 19 件でありました。すべて原案どおり適正可決されました。また、議員提出議案は 3 件提出され、すべて可決されております。

一般質問には、10 名の議員が登壇され、当面する町の諸問題の質問に対し、活発なる議論が展開されました。執行の皆様には、その中での政策提言や意見については特に考慮を払われ、今後の行政運営に十分反映されますよう強く要望するものであります。さて、今回の一般質問には、多くの議員の方たちが、政権交代後の財政状況等を心配し、町の対応策について質問されていました。まだ不確定要素も多く、世界的不況が続く中、来るべき新しい年に向かって、執行部側、議会も、町の発展のために何をすべきかを常に念頭に置き、町民の負託にこたえていく必要があるかと思われま

す。

間もなく平成 21 年も終わろうとしています。執行の皆様、議員の皆様

は、向寒の折、新型インフルエンザも流行しておりますので、十分お体をご
自愛いただき、ご健勝にて新しい年を迎えられますことを心から祈念申し上
げ、閉会に当たってのあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

◎閉会の宣告

○藤野幹男議長 これをもちまして、平成 21 年嵐山町議会第4回定例会を
閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 6時06分)